

令和6年度指定障がい児支援事業者等 集団指導資料

大阪府福祉部障がい福祉室

【「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて】

大阪府・大阪市では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府・大阪市が作成する文書等においてマイナスのイメージが強い「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしておりますが、本資料におきましては、下記の項目につきましては引用等に関する混乱を避けるために、一部に引き続き「害」について漢字で表記しております。

※引き続き、「障害」と表記している項目

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書 ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合 ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合

令和6年度 大阪府及び府内市町村の指定指導担当部署 連絡先等一覧

	課 名	住 所	連 絡 先	所 管 業 務
大阪府	福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ	〒540-0008 大阪市中央区 大手前3丁目2-12 大阪府庁別館1階	電 話 06-6941-0351(代) 内線4487・2458 FAX (指定・指導同じ) 06-6944-6674	【指定関係(障がい児・障がい者共通)】 ・大阪府内(権限移譲済み市町村を除く)の障がい福祉サービス事業所等及び大阪府内(政令市・中核市を除く)の障がい児支援事業所等(障がい児相談支援を除く)の指定に関する事。【ホームページアドレス】「障がい児支援指定事業者のページ」(※1) https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/chiikiseikatsu/syougaiisien/index.html (※1)大阪府ホームページ上段「キーワードから探す」に「障がい児」と入力し、「検索」をクリック
			電 話 06-6941-0351(代) 内線6696	【指導関係(障がい児・障がい者共通)】 ・大阪府内(権限移譲済み市町村を除く)の障がい福祉サービス事業所等及び大阪府内(政令市・中核市を除く)の障がい児支援事業所等(障がい児相談支援を除く)の指導に関する事。【ホームページアドレス】上記(※1)と同じ
大阪市	福祉局障がい者施策部運営指導課	〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号船場センタービル7号館3階	電 話 06-6241-6520 FAX (指定・指導同じ) 06-6241-6608	【指定関係(障がい児・障がい者共通)】・大阪市内の障がい児支援事業所等及び障がい福祉サービス事業所等の指定に関する事。【ホームページアドレス】「指定申請・変更届・加算等の各種手続き」 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601773.html
			電 話 06-6241-6527	【指導関係(障がい児・障がい者共通)】・大阪市内の障がい児支援事業所等及び障がい福祉サービス事業所等の指導に関する事。【ホームページアドレス】「障がい福祉サービス等事業者の実地指導等について」 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000528383.html
堺市	健康福祉局障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階	電話 072-228-7510 FAX 072-228-8918	【指定・指導関係(障害児・障害者共通)】 ・堺市内の障害児支援事業者等及び障害福祉サービス事業所等の指定・指導に関する事。【ホームページアドレス】 「児童福祉法に基づく障害児支援に関する事業者指定」 https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/shogai/iigvoshashitei/index.html
豊中市	こども未来部 こども政策課 認可指定係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階	電 話 06-6858-2452 FAX 06-6854-9533	【指定関係(障害児)】 ・豊中市内の障害児支援事業所等の指定に関する事。【ホームページアドレス】 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/iigvosha/iigvousha/siteisinsei/tuushosien/index.html
	福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎2階	電 話 06-6858-3404 FAX 06-6858-4325	【指導関係(障害児・障害者共通)】 ・豊中市内の指定障害児相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者の指導監督等に関する事。 ・豊中市内の指定障害福祉サービス事業者等の指導監督等に関する事。【ホームページアドレス】 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hoiinshido/index.html
高槻市	健康福祉部 福祉指導課 障がい福祉事業チーム	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所総合センター14階	電話 072-674-7822 FAX 072-674-7820	【指定・指導関係(障がい児・障がい者共通)】 高槻市内の障がい児支援事業所等及び障がい福祉サービス事業所等の指定・指導に関する事。【ホームページアドレス】 「障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ」 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/8/77/407/
枚方市	健康福祉部福祉指導監査課	〒573-8666 枚方市大垣内町二丁目1番20号	電話 072-841-1467 FAX 072-841-1322	【指定・指導関係(障害児・障害者共通)】 ・枚方市内の障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等の指定・指導に関する事。【ホームページアドレス】 http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000009349.html
八尾市	健康福祉部福祉指導監査課	〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号	電 話 072-924-3012 FAX 072-922-3786	【指定・指導関係(障がい児・障がい者共通)】 ・八尾市内の障がい児支援事業所等及び障がい福祉サービス事業所等の指定・指導に関する事。【ホームページアドレス】 https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-16-0-0-0.50.html
寝屋川市	福祉部 指導監査課	〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号 池の里市民交流センター内	電 話 072-812-2027 FAX 072-838-9800	【指定関係(障がい児・障がい者共通)】 ・寝屋川市内の障がい児通所支援事業所等及び障がい福祉サービス事業所等の指定に関する事。【ホームページアドレス】 https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/fukushi/shidoukansha/index.html
東大阪市	福祉部指導監査室障害福祉事業者課	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪役所8F	(電話) 06-4309-3187 (直通) (FAX) 06-4309-3848	【指定・指導関係(障害児・障害者共通)】 ・東大阪市内の障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等の指定・指導に関する事。【ホームページアドレス】(障害児通所支援事業所等の指定に関するページ) http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/11-35-0-0-0.1.html
吹田市	福祉部 福祉指導監査室 障がい事業者担当	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号	電話 06-6105-8007 FAX 06-6368-7348 (指定・指導同じ)	【指定・指導関係(障がい児・障がい者共通)】 ・吹田市内の障がい福祉サービス事業所及び障がい児支援事業所等の指定・指導に関する事。【ホームページアドレス】「障がい児通所支援事業」 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/index.html

～目 次～

○[大阪府及び政令市・中核市の指定指導担当部署 連絡先等一覧](#)

●[業務管理体制の整備と届け出について](#)

●指定障がい福祉サービス事業所等に対する指導及び監査

○[指定障がい児支援事業者等に対する指導及び監査フロー図](#)

○[指定取り消し等事業者例](#)

●運営指導における主な指導事項について

○[関係根拠法令等](#)

○[運営指導における主な指導事項について（運営に関する事項）](#)

○[運営指導における主な指導事項について（報酬の算定に関する事項）](#)

○[身体拘束等の廃止・適正化、虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数算定について](#)

○[児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について](#)

○[児童指導員の資格要件](#)

●重点事項

○[障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について](#)

○[教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について（再周知）](#)

○[障害児支援における安全管理について](#)

[別紙2_教育・保育施設等事故報告書](#)

○[こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について](#)

○[障害児通所支援事業所における緊急時の対応について](#)

○[学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について](#)

○[障がい児支援施設・事業所における安全確保の徹底について（通知）](#)

[福祉サービスにおける危機管理に関する取り組み指針](#)

○[新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について](#)

○[「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル等」について](#)

○[「障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材等」について](#)

○[障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて](#)

○[医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）](#)

○[「障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A」について](#)

[（別添）障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A](#)

○[個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて](#)

[別紙_個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについて](#)

○[事業所間連携加算の創設と取扱いについて](#)

[事業所間連携加算の手続等の流れ](#)

[事業所間連携加算確認書](#)

○[（再掲）本文・参考資料1 在り方検討会](#)

○[（再掲）本文・参考資料2 支援提供の流れ](#)

○[「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について](#)

○[新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について](#)

○[障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について](#)

○[障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について](#)

○[障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて](#)

●個別支援計画、ガイドライン等

- [令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について](#)
 - [別紙1 個別支援計画様式（参考）](#)
 - [別紙2 個別支援計画別表（記入例）](#)
- [令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について](#)
 - [別紙1 個別支援計画の記載のポイント](#)
 - [別紙2 個別支援計画の記載のポイント 参考様式版](#)
 - [別紙3 個別支援計画（参考記載例）](#)
- [児童発達支援ガイドライン等について](#)
 - [・児童発達支援ガイドライン](#)
 - [・放課後等デイサービスガイドライン](#)
 - [・保育所等訪問支援ガイドライン](#)
 - [参考①：児童発達支援ガイドライン等の概要（概要版）](#)
 - [参考②：児童発達支援ガイドライン等の概要（詳細版）](#)
- [児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて](#)
 - [児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引き](#)
 - [別添資料1 支援プログラム参考様式](#)
 - [別添資料2 支援プログラム様式パターンのイメージ](#)
- [障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて](#)
 - [別添 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ](#)
 - [・児童発達支援自己評価・保護者評価](#)
 - [・放課後等デイサービス自己評価・保護者評価](#)
 - [・保育所等訪問支援自己評価・保護者評価・訪問先施設評価](#)
 - [（参考）保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について](#)
- [障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き](#)
 - [（別添）障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き](#)
- [障害児入所施設に入所する障害児等の移行調整の枠組みの構築について](#)
 - [（別紙1及び2）入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き](#)
 - [（別添1）枠組み・流れの全体像](#)
 - [（別添2）障害児入所施設の移行状況調査（全体票・個票）](#)
 - [（別添3）居住地特例を踏まえた給付決定主体等](#)
 - [（別添4・別添5）移行支援計画フォーマット](#)

●参考様式等

- [「契約内容報告書」「障がい児通所給付費のお知らせ」](#)
- [「勤務実績一覧表（例）」](#)
- [「アセスメントシート」「フェイスシート」](#)
- [「個別支援計画」](#)
 - [（参考）個別支援計画及び別表（ポイント及び記入例）](#)
- [「モニタリング」](#)
- [「苦情（相談）対応記録」](#)
- [「事故・ひやりはっと報告書」](#)
- [「児童発達支援自己評価・保護者評価」](#)
- [「放課後等デイサービス自己評価・保護者評価」](#)
- [「保育所等訪問支援自己評価・保護者評価・訪問先施設評価」](#)

●業務継続ガイドライン等について

- [障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について](#)
- [障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について](#)
- [障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画ガイドライン等について](#)
- [障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)
- [障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

●[障害福祉サービス等情報公表に係る手続きについて](#)

●[障がい者虐待防止について](#)

- [障がい者虐待防止について](#)
- [虐待防止参考資料](#)
- [防ごう！障がい者虐待](#)
- [児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について](#)

●[労働関係法令](#)

- [労働関係法令のあらまし（１）](#)
- [労働関係法令のあらまし（２）](#)
- [労働関係法令のあらまし（３）](#)

●[研修について](#)

- [障がい福祉サービス等の従業者を対象とした研修について](#)
- [研修の見直しについて](#)

●[療育等支援事業関係](#)

- [障がい児等療育支援事業（大阪府）](#)
- [障がい児等療育支援事業（大阪市）](#)
- [障害児等療育支援事業（堺市）](#)
- [障がい児通所支援事業者等育成事業](#)

●[資料集](#)

- [社会福祉施設等における災害への備え](#)
- [審査支払事務について](#)
- [その他資料一覧](#)

指定事業者の皆様へ

業務管理体制の整備と届出が義務化されています

平成 24 年 4 月 1 日から、障がい者(児)施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事務所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

また、平成 27 年 4 月から、事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれ指定都市(大阪市又は堺市)となりました。さらに、平成 31 年 4 月からは、事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域にのみ所在する場合は、「届出先」はそれぞれの中核市となります。

※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。

なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

1. 事業者が整備する業務管理体制

(障害者総合支援法第 51 条の 2、第 51 条の 31、児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 27、第 34 条の 61、児童福祉法施行規則第 18 条の 37、第 25 条の 23 及び 25 条の 26 の 8)

事業所等の数：1 以上 20 未満	事業所等の数：20 以上 100 未満	事業所等の数：100 以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先(所管)

(障害者総合支援法第 51 条の 2、第 51 条の 31、児童福祉法第 21 条の 5 の 26、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28、第 34 条の 62、児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9)

区分	届出先(所管)
指定事業所又は施設が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (障がい福祉担当課)
事業所又は施設の所在地が一の指定都市(大阪市又は堺市)又は中核市(高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市又は寝屋川市)のみの区域にのみ所在する事業者 ※ただし、障がい児入所施設については、法人が同一の指定都市のみで運営している場合は、「届出先」が大阪市又は堺市となります。	指定都市：大阪市又は堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市 (障がい福祉担当課)
上記以外の事業者	大阪府知事 (福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ)

※大阪府知事あての届出様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

指定障がい福祉サービス事業者等及び指定障がい児通所支援事業者等の業務管理体制の整備に関する届出について

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/gyoumukanritaisei2.html

大阪府トップページ ▶▶ 健康・福祉 ▶▶ 障がい者福祉 ▶▶ 障がい福祉等の総合案内 ▶▶ ▶▶

▶▶ 業務管理体制について ▶▶ 指定障がい福祉サービス等事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について

よく寄せられる質問

Q 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の変更届が必要か。

A 法人代表者を変更した場合は業務管理体制の届出事項となりますので、障がい福祉サービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。

Q 既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っている。今回、児童福祉法に基づく事業所の新規指定を受けたが、届出は必要か。

A 必要です。

届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

Q 同一建物(敷地)にて、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営している。その場合の事業所数の数え方は1で良いか。

A 事業所の数え方はサービス数で数えますので、居宅介護と重度訪問介護を運営していれば事業所数は「2」となります。(児童福祉法に基づく放課後等デイサービスと児童発達支援についても「2」となります。)

Q 事業所の追加開設や事業廃止に伴い所管が変更になるが、変更に関する届出はどのように対応すれば良いか。

A 業務管理体制届出書(様式 7 号もしくは 11 号)の項目 1～6 に必要事項をご記入いただき、所管変更前の行政機関と所管変更後の行政機関に送付してください。

【お問い合わせ・ご郵送先】

〒540-8570

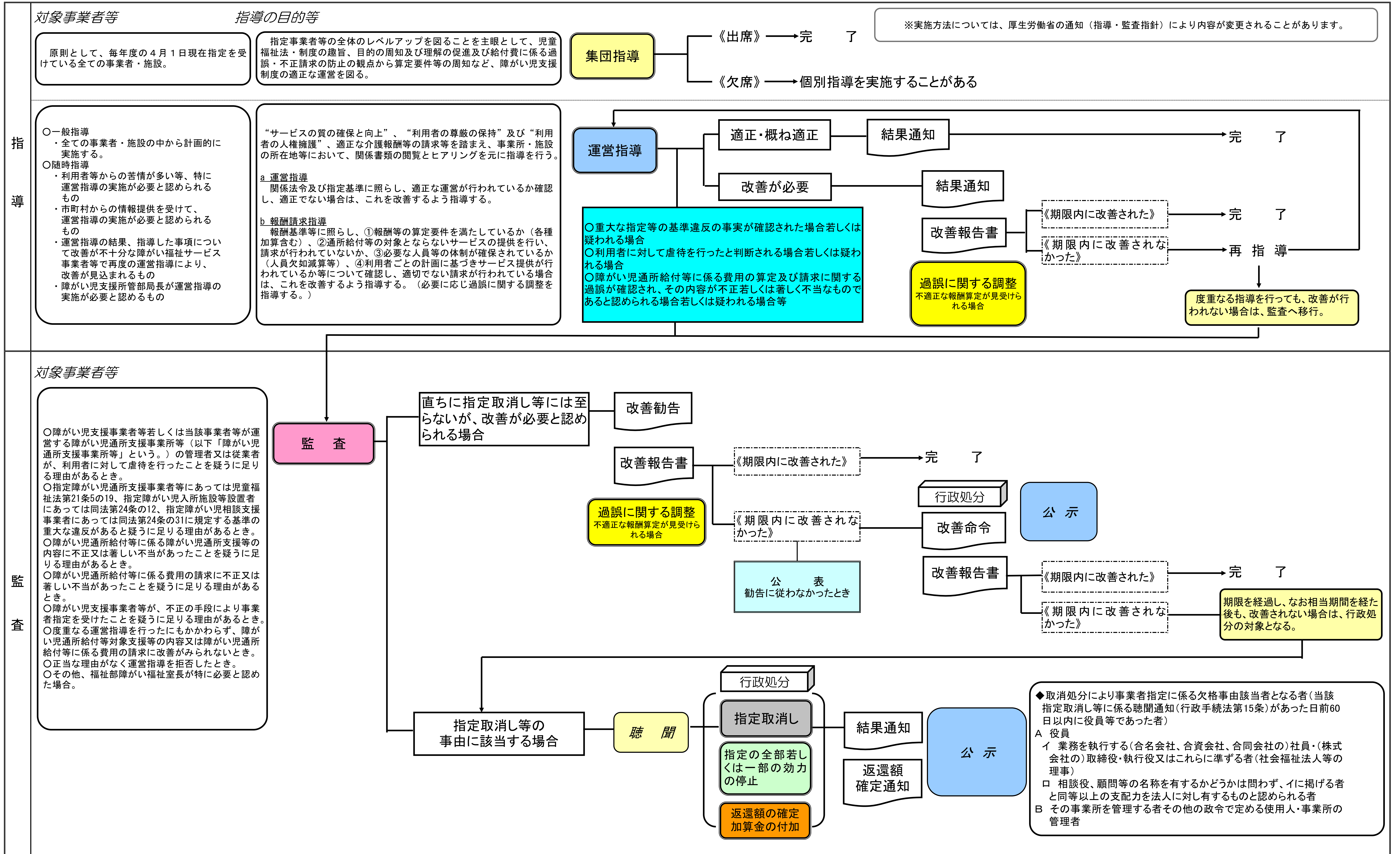
大阪府 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府 福祉部 障がい福祉室

生活基盤推進課 指定・指導グループ

TEL 06-6941-0351(内線:2482)

(参考)指定障がい児支援事業者等に対する指導及び監査フロー図



○指定取消し等事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和3年 8月31日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・「児童指導員等加配加算Ⅰ」の「理学療法士等」の職員を配置できていないことを知りながら、当該加算を不正に請求し、受領していた。
令和3年 9月10日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
令和3年 9月24日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・利用児童について、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を請求し受領した。
令和3年 9月27日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
令和3年 9月27日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し受領した。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス	<u>人員基準違反</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・指定日以降配置されていた児童指導員3名の内2名について、その資格を証する実務経験証明書が、他法人名で作成された虚偽の文書と確認され、人員基準を満たしていない。 <u>不正の手段による指定</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定申請文書に児童指導員として記載した3名の内1名について、その資格を証する実務経験証明書が、他法人名で作成された虚偽の文書と確認され、また3名の内2名について、実際には配置せずに、同じ法人代表者が運営する他法人の事業所に配置していた。結果として人員基準を満たしておらず、指定申請で人員基準を満たすかのように事実を偽る文書を作成して、不正の手段により指定を受けた。 <u>虚偽の報告</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス、保育 所等訪問 支援	<u>人員基準違反</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・令和2年10月から令和3年4月までの間に児童指導員として配置していた4名全員について、その資格を証する実務経験証明書が、自法人名又は他法人名で作成された虚偽の文書と確認された。令和3年5月から6月までの間に、児童指導員として配置していた4名のうち3名についても同様で、人員基準を満たしていない。 <u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を算定し、請求した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			<u>虚偽の報告</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。 <u>虚偽答弁</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・法人代表者、管理者及び一部従業者は、市の監査において、従業者の実務経験及び勤務状況の一部について、事実とは異なる虚偽の答弁をした。 <u>法令違反</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号) ・保育所等訪問支援と一体的に運営する放課後等デイサービスにおいて、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス	<u>人員基準違反</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・令和 3 年 5 月から 6 月までの間に児童指導員として配置していた 4 名のうち 2 名について、その資格を証する実務経験証明書が自法人名で作成された虚偽の文書と確認され、人員基準を満たしていない。 <u>不正請求</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を算定し、請求した。 <u>虚偽の報告</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。 <u>虚偽答弁</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・法人代表者、管理者及び一部従業者は、市の監査において、従業者の実務経験及び勤務状況の一部について、事実とは異なる虚偽の答弁をした。
令和3年 12月24日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し受領した。 <u>虚偽報告</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・府の行う監査において虚偽の書類を提出した。
令和4年 3月30日 (指定取消)	豊中市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで、実際は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定基準」という。）及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 ・平成 31 年 2 月から令和 2 年 3 月まで、実際は児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 <u>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号) ・平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの勤務実績について、複数の児童指導員及びその他の従業者が実際には勤務をしていない日又は時間にもかかわらず、勤務していたことを装う虚偽の勤務予定（実績）一覧表及び出勤簿を後から作成し、監査で提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			<u>人員基準違反</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで指定基準に定める従業者を配置していなかった。
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正の手段による指定</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいなくても関わらず、人員基準を満たしているように装うため、児童発達支援管理責任者 1 名、保育士 3 名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 <u>不正又は著しく不当な行為</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 2 項第 10 号) 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として提出した児童発達支援管理責任者について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	障害児相 談支援	<u>不正の手段による指定</u> (児童福祉法第 24 条の 36 第 8 号) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいなくても関わらず、人員基準を満たしているように装うため、管理者兼相談支援専門員 1 名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 <u>不正又は著しく不当な行為</u> (児童福祉法第 24 条の 36 第 10 号) 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として提出した管理者兼相談支援専門員について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 8月31日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正な手段による指定</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号) ・指定申請時に勤務予定であった保育士(常勤)が勤務できない事実が判明したにもかかわらず申請内容の変更等をしないまま、人員基準を満たさない状態で事業を開始したことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号に該当するため。
令和4年 9月1日 (一部効力 停止)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>障がい児通所給付費の不正請求</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・新規指定時に児童発達支援管理責任者が未配置であるにもかかわらず、大阪府に提出した虚偽の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した児童発達支援管理責任者を作成者とする個別支援計画を作成し、利用者 1 名について平成 30 年 10 月から平成 31 年 2 月までの間、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所支援給付費を不正に請求し受領した。 ・福祉・介護職員処遇改善加算 I について、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、利用者 1 名について、平成 30 年 10 月から平成 31 年 2 月までの間、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求した。 <u>不正の手段による指定</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号) ・新規指定申請時に勤務予定であった児童発達支援管理責任者が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにも関わらず、新規指定申請時に大阪府に提出した従事者の勤務体制及び勤務実績一覧表の変更を行わず、人員配置基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が平成 30 年 10 月 31 日まで継続していた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和4年 9月1日 (一部効力 停止)	寝屋川市	放課後等 デイサー ビス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・サービス提供実績のない日について、約1,906,000円分の給付費を請求し、受領した <u>虚偽報告・虚偽答弁</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・サービス提供をしていない日に、サービス提供をしていたかのような記録を作成し、提出した。 <u>法令違反</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第9号) ・事業所内で発生した虐待について、障害者虐待防止法に基づき適切な報告を行うことを怠った
令和4年 9月1日 (指定取消)	八尾市	児童発達 支援	<u>不正の手段による指定</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する者が指定を受ける前に退職し不在となったが、本市への報告など適切な対応をとらず、指定を受けた。 <u>人員基準違反</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・管理者と児童発達支援管理責任者が不在の状態で事業を行った <u>運営基準違反</u> (児童福祉法第24条の36第4号) ・児童発達支援計画を作成する児童発達支援管理責任者が不在のまま、児童発達支援計画を作成せずにサービス提供を行った。
令和4年 12月1日 (一部効力 停止)	大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・従業者の実務経験証明書を改ざんし、当該従業者が児童指導員の資格要件を満たしているものとして、令和元年8月から令和元年11月までの間、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障がい児通所給付費の支給を受けた。
令和5年 3月30日 (一部効力 停止)	吹田市	放課後等 デイサー ビス	<u>運営基準違反</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・障がいの特性により身体の拘束(安全の確保)が必要となる児童に対して、事前に取り決めていた送迎車からの降車時の支援方法について、従業者がこれを怠り行方不明事故を発生させた。 ・事業所の管理者は、従業者が、当該児童に対して事前に取り決めていた対応を行っていたかを把握できておらず、従業者に対する必要な指揮命令が行われていなかった。
令和5年 12月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<u>不正請求</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・新規指定申請時において、当該事業者は市が条例で定める基準を満たさないにもかかわらず、虚偽の書類を提出し不正の手段により指定を受け、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 <u>虚偽報告</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・法第21条の5の22第1項に基づく監査において、常勤の管理者兼児童発達支援管理責任者が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。 <u>不正の手段による指定</u> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・新規指定申請時において、人員配置基準を満たしているように装うため、実際に常勤として勤務することができない管理者兼児童発達支援管理責任者を勤務予定者として本市に提出することで不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が継続していた。

【関係根拠法令等】

- 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
- 児童福祉法施行令(昭和 23 年 3 月 31 日政令第 74 号)
- 児童福祉法施行規則(昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号)
- 労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)
- 社会福祉法(昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)

【指定基準(人員・設備・運営)関係】

- ◎ 障害児通所支援指定基準(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
- ◎ 障害児入所施設指定基準(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- ◎ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)
- ◎ 障害児相談支援指定基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
- ◎ 障害児通所支援基準解釈通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」
- ◎ 障害児入所施設基準解釈通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」
- ◎ 障害児相談支援基準解釈通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

【報酬告示関係】

- ◎ 障害児通所支援報酬告示(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ◎ 障害児入所支援報酬告示(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号)
「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ◎ 障害児相談支援報酬告示(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ◎ 報酬の留意事項通知(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)
「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

【関係条例等】

(大阪府)

- ◎ 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 104 号)(「府通所条例」)
- ◎ 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 105 号)(「府入所条例」)
- ◎ 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 103 号)(「府施設条例」)

運営指導における主な指導事項について

※以下に記載する基準は、「児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」です。
(府・市条例も趣旨はほぼ同じです)

※通所基準を主として記載していますが、入所基準、相談支援基準で内容が異なる場合があります。

※●が指導事項です。

1 運営に関する基準

(※各条例にて同様の趣旨を規定。放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援については準用。以下同じ。)

内容及び手続の説明及び同意 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第6条、相談支援は相談支援基準第5条

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

● 契約を締結していない。



重要事項説明書等には、利用申込者本人から確認を受けてください。

また、これによりがたい場合は、重要事項説明書等に署名代理人欄を設け、利用申込者の同意を得た利用者の家族等から確認を受けてください。この場合、利用申込者氏名欄の欄外に、署名を代筆した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないと考えます。

契約の相手方について、サービスの主たる対象者が児童(18歳未満の障がい児)の場合は通所給付決定保護者(支給決定を受けている者)となります。18歳以上の場合は、当該利用者本人となります。

また、児童(18歳未満の障がい児)で、未成年後見人が選定されている場合は、当該後見人との間で契約を締結することになります。

● 契約が法人代表者名で行われていない。



法人代表者以外の者の名義で契約する場合、法人代表者から当該契約名義人に対する権限の委任及び法人内部での規程を整備し、利用申込者に説明することが必要です。

● 重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順、第三者評価の実施状況等必要な事項が記載されていない。



重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目があります。

- ① 事業者、事業所の概要(名称、住所、所在地、連絡先など)
- ② 運営規程の概要(目的、方針、事業の主たる対象とする障がいの種類、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など)
- ③ 管理者氏名及び従業者の勤務体制
- ④ 提供するサービスの内容とその料金について
- ⑤ その他費用(交通費など)について
- ⑥ 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について
- ⑦ 秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)について
- ⑧ 事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)
- ⑨ 緊急時の対応方法
- ⑩ 苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先(事業者、市町村窓口、運営適正化委員会など)
- ⑪ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関名称、結果の開示状況)
- ⑫ 虐待防止について(責任者の選定、苦情解決体制の整備、従業者の研修、委員会の設置など)
- ⑬ 事業者、事業所、利用申込者(場合により代理人)による説明確認欄
- ⑭ サービス提供開始予定年月日

※【社会福祉法(抜粋)】

第 77 条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項



利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

- 「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容(営業日時、通常の事業の実施地域など)が相違している。
- 「苦情相談の窓口」の市町村窓口として、障がい児の援護の実施市である市町村を記載していない。
- 重要事項説明書の書面について、利用申込者にかかる障がい児の障がい特性に応じた適切な対応(拡大文字版、ルビ版など)ができていない。

※送迎加算以外に、送迎にかかる費用を徴収することは認められません。

契約支給量の報告等 ※基準は児童発達支援を引用

契約内容の報告等 相談支援基準第6条

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

- 市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。
- 通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

(指定障害児相談支援)

第6条 指定障害児相談支援事業者は指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

- 2 指定障害児相談支援事業者は障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に遅滞なく提出しなければならない。



指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容(日数)を変更(契約の終了を含む。)したときは、通所受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。(参考様式は[こちら](#)) また、指定障がい児相談支援の場合は契約締結の際には報告を行い、モニタリング結果については市町村へ報告すること。

提供拒否の禁止 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第7条、相談支援は相談支援基準第7条

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。



原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業員の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申し込みがあった場合

なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障がいの程度等により提供を拒否する場合は正当な理由に当たりません。

※運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」または「主たる対象とする障がいの種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得たうえで、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者に対応した内容を記録し残すよう努めてください。

受給資格の確認 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第10条、相談支援は相談支援基準第9条

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

- 受給者証の写しを取る、などの方法による確認をしていない。
- 受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままであり、直近のものが保管されていない。

心身の状況の把握 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第12条

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 通所支援計画等の作成に当たり、障がい児の状況を把握・分析し、児童発達支援等の提供によって解決すべき課題が明らかにされていない。(アセスメントを実施していない。)
- サービス利用開始時の状況から、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。



障がい児の心身の状況、その他置かれている環境等の把握の手法・整理については、大阪府等で作成している書式「アセスメントシート」などを参考にしてください。（参考様式は[こちら](#)）

事業者は、障がい児の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。

状況の変化や環境等の変更があれば「アセスメントシート」に、時点修正を行うようにしてください。

なお、修正にあたっては、過去の状況等を把握するために、修正前の「利用者調査票」の内容が確認できるようにしておいてください。

サービスの提供の記録 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 15 条

第 21 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

- サービス提供記録の記載内容に不備がある。（具体的なサービス内容が記載されていない。）
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。



給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障がい児の心身の状況等を詳細に記録してください。（入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えありません。）

障がい児通所（入所、相談支援）給付費（等）の額に係る通知等

※基準は児童発達支援を引用。

入所支援は入所施設基準第 19 条（医療型は第 55 条）、相談支援は相談支援基準第 14 条

第 25 条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

【令和 6 年度制度改正に伴う見直し】

- 給付決定保護者に対して、障がい児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。



法定代理受領により、市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、「障がい児通所給付受領のお知らせ」等により代理受領した金額等を書面により通知すること。（内訳金額も併せて示すことが望ましい）（参考様式は[こちら](#)）

毎月、給付決定保護者 1 人 1 人に必ず交付することが必要です。

基本取扱方針 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 20 条

第26条 指定児童発達支援事業者は、第二十七条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

●法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施していない。



①第1項は、サービスが漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障がい児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものです。なお、適切な支援の提供に当たっては、「[児童発達支援ガイドライン](#)」、「[放課後等デイサービスガイドライン](#)」「[保育所等訪問支援ガイドライン](#)」（令和6年7月4日こ支障第168号こども家庭庁支援局長通知「[児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について](#)」）、[障害児入所施設運営指針](#)（令和3年9月9日障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）を参考にすることが望ましいとされています。



②第2項はサービスが、障がい児の意思を尊重し、障がい児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障がい児及びその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととしたものです。

当該配慮に当たっては「[支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き](#)」に十分留意してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



③第3項に規定する支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものです。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障がい児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めてください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



④第4項は、事業者は、障がい児の適正、障がいの特性その他の事情を踏まえたサービス（治療に係る部分を除く。⑤及び⑥並びに（児童発達支援プログラムの策定等）において同じ。）の確保並びにサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



⑤第5項は、事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものです。

情報の提供等

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

第26条の第1項～第5項（上記）

- 6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。
- 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 7 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



⑥第6項は、サービスの質の評価及び改善を行うため、同項第1号から第7号までに掲げる事項について、事業者が当該事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障がい児の保護者による評価（⑦において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものです。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、「[児童発達支援ガイドライン](#)」、「[放課後等デイサービスガイドライン](#)」を参考にすることが望ましいとされています。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



⑦第7項は、事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしたものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

【保育所等訪問】

第26条の第1項～第5項（前述 ※第4項除く）

- 6 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。
- 一 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定保育所等訪問支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 七 指定保育所等訪問支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 7 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。【令和6年度制度改正に伴う見直し】



- ・効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算（15%減算）が設けられました。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間が設けられます。
- ・自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「[保育所等訪問支援ガイドライン](#)」を参考にしてください。【令和6年度制度改正に伴う見直し】

プログラムの策定等 ※基準は児童発達支援を引用

（保育所等訪問支援、入所支援は除く）

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。【令和6年度制度改正に伴う見直し】



総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業者は、事業所ごとに、プログラム（5 領域との関連性を明確にした当該事業所全体のサービスの実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものです。

なお、令和6年改正府令附則第6条の規定において、1年間の経過措置が設けられており、令和7年3月31日までは、努力義務とされていますが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努めてください。【令和6年度制度改正に伴う見直し】

インクルージョンの推進 ※基準は児童発達支援を引用

(居宅訪問型児童発達支援、入所支援は除く)

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。
【令和6年度制度改正に伴う見直し】



障がいの有無にかかわらず、安心して共に育ち暮らすことができる社会の実現に向けて、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、事業者は、障がい児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたものです。
【令和6年度制度改正に伴う見直し】

通所支援計画等の作成等 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第21条

- 第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
 - 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者に交付しなければならない。
 - 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

- 児童発達支援管理責任者によるアセスメントが(十分に)行われていない。
- 児童発達支援管理責任者が、計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めている。(担当者会議の内容を記録していない。)
- 通所支援計画等が作成されていない。(提供するサービスの内容について、通所給付決定保護者及び障がい児に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- 通所支援計画等を通所給付決定保護者に交付していない。
- 通所支援計画等に、通所給付決定保護者の同意及び交付を受けた確認を得ていない。
- 児童発達支援管理責任者によるモニタリングが行われていない。また結果を記録していない。
- 通所支援計画等の見直しが適切に行われていない。

児童発達支援ガイドライン参考資料

* 通所支援計画等の見直し時期 ⇒ 少なくとも6月に1回以上

- 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていない場合
- 基準に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合
(個別支援計画未作成減算の事由となります)



個別支援計画には、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容(行事や日課等も含む。)、サービスを提供する上での留意事項等を記載してください。インクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられます。なお、個別支援計画の様式については、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしつつ、各指定事業所で定めるもので差し支えありません。

また、個別支援計画は、障がい児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、指定障がい児相談支援事業者が作成した障がい児支援利用計画を踏まえて、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものです。「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障がい児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいいます。障がい児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障がい児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障がい児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

<児童発達支援管理責任者の役割>

児童発達支援管理責任者は、当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものである。

ア 個別支援会議の開催

障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用も可能）を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。当該会議の開催に当たっては、障がい児の意見を尊重し、障がい児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障がい児の年齢や発達の程度に応じて、障がい児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障がい児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障がい児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障がい児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。

イ 個別支援計画の原案の説明・同意

個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し説明し、文書によりその同意を得ること

ウ 個別支援計画の交付

通所給付決定保護者及び当該保護者が利用する指定障がい児相談支援事業所へ当該個別支援計画を交付すること。また、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の内容も踏まえた障がい児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である指定障がい児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障がい児に係る必要な情報を共有するよう努めること。

エ モニタリング

当該個別支援計画の実施状況を確認しながら、障がい児について解決すべき課題を把握し、個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

【個別支援計画作成にあたっての留意点について】

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、「[児童発達支援ガイドライン](#)」、「[放課後等デイサービスガイドライン](#)」等に基づく5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。）の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなりました。あわせて、支援については、インクルージョン（障がい児の地域社会への参加・包摂）の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められることになり、「[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について](#)」（令和6年3月15日発出事務連絡）において、参考様式等が示されています。

「[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について](#)」（令和6年5月17日発出事務連絡）では、令和6年度の改定の内容を踏まえて作成いただく個別支援計画について、記載のポイント及び参考記載例が示されていますので参考にしてください。



《個別支援計画の記載のポイント》

※「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」（令和6年5月17日発出事務連絡）の個別支援計画の記載のポイントより一部抜粋

【個別支援計画全般に係る留意点】

○ 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達に度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点等を踏まえて作成することが必要である。

○ それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。

○ 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。

なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。

○ 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。

○ アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）で構成されるプロセス）により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。

この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

【各記載項目の留意点】

＜総合的な支援の方針＞

○ 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。

- ・障がい児支援利用計画、障がい児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割
- ・支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点
- ・保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点
- ・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえた PDCA サイクルによる支援の適切な提供の視点

＜長期目標＞

○ 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

＜短期目標＞

○ 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

<項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

<支援内容>

- 支援目標（具体的な到達目標）で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

<達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが行われているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

<担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

<留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

<優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

移行支援計画の作成等

※基準は入所支援を引用

- 第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。
- 6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

上記の基準は、児童発達支援管理責任者が作成すべき移行支援計画について規定しています。

移行支援計画とは、障がい児入所施設において、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した障がい児について、将来、地域や障がい者施設等適切な移行先に移行できるよう、個々の障がい児ごとに作成する個別の計画をいいます。

移行支援計画には、入所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向や移行に向けた課題、移行に向けた短期的及び長期的な目標やスケジュール、移行において必要な関係機関等による支援の具体的な内容等を記載してください。なお、移行支援計画の様式については、「[移行支援の手引き](#)」を参考にしつつ、各指定施設で定めるもので差し支えありません。

また、15歳未満の障がい児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましいとされています。なお、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に、当該障がい児の退所に向けた支援の内容を盛り込むことにより、移行支援計画の作成に代えることができます。

移行支援計画は、入所支援計画と同様に、障がい児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものです。「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障がい児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいいます。障がい児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障がい児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障がい児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



＜児童発達支援管理責任者の役割＞

児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の原案を作成し、以下の手順により移行支援計画に基づく支援を実施するものです。

ア 個別支援会議の開催

障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する移行支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用も可能）を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めること。当該会議の開催に当たっては、障がい児の意見を尊重し、障がい児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障がい児の年齢や発達の程度に応じて、障がい児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障がい児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障がい児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障がい児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。

イ 移行支援計画の原案の説明・同意

移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障がい児に対し説明し、文書によりその同意を得ること。

ウ 移行支援計画の交付

入所給付決定保護者へ当該移行支援計画を交付すること。

エ モニタリング

当該移行支援計画の実施状況を確認しながら、障がい児について解決すべき課題を把握し、移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて移行支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該移行支援計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について入所給付決定保護者等の同意を得ること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

児童発達支援管理責任者の責務、相談及び援助

※基準は児童発達支援を引用 入所支援は入所施設基準第22条、23条及び24条

第28条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 2 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

第23条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第29条第1項に規定する障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

- 児童発達支援管理責任者が、障がい児の状況を適切に把握していない。
- 児童発達支援管理責任者が、他の従業者計画の内容を説明していない。
(直接支援する従業者が児童発達支援計画の内容に沿った支援ができていない。)



児童発達支援管理責任者は常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることで、積極的に障がい児の生活の質の向上を図るよう努めてください。

入所施設においては、障がい児の心身の状況及び居宅生活において利用可能なサービスを定期的に従業者間で検討しつつ、居宅生活が可能と認められる障がい児については、給付決定保護者及び障がい児の希望を勘案しながら、必要な支援を図ってください。



児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないものとなっています。

また、児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められるものとなっています。

なお、児童発達支援管理責任者については、当該必要な助言・指導等を適切に行うため、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障がい児支援コースを受講することが望ましいとされています。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】



●平成 31 年度よりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が変わりました。当研修が「基礎研修」「実践研修」「更新研修」と分けられ、現在児童発達支援管理責任者として従事している方にも更新研修受講が必要です。（詳しくは[こちら](#)）

※参考 [児童発達支援管理責任者の資格要件](#) / [児童指導員等の資格要件](#)



●「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付け国通知）に伴い、現行制度の例外として、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障がい福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合には、実践研修を受講するための実務経験（OJT）を「6か月以上」とする等改正がありましたので、[こちら](#)をご確認下さい。

健康管理 ※基準は児童発達支援（児童発達支援センターを引用）

※福祉型障害児入所施設は入所施設基準第 28 条

第33条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定指導発達支援の事業を行うものに限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。



児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所及び入所施設は、障がい児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障がい児の健康状態に応じて適切な措置を講じてください。

なお、児童福祉施設（児童発達支援センター、障がい児入所施設）の職員のうち、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払ってください。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

管理者の責務 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 33 条第 2 項 3 項、相談支援は相談支援基準第 18 条

- 第 36 条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行われていない。



管理者として、健全な事業運営のため、障がい児、業務全般、事業所全体について把握し、従業者に必要な指示や業務等を指揮命令してください。また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静の把握することなども行ってください。

運営規程 ※基準は児童発達支援を引用(居宅訪問型児童発達支援第 71 条の 13) 入所支援は入

所基準第 34 条、相談支援は相談支援基準第 19 条

- 第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第43条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項

- 運営規程と重要事項説明書(及び重要事項の掲示)の間で内容が相違している。
※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。

勤務体制の確保 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 35 条、相談支援は相談支援基準第 20 条

- 第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表(原則として月ごと)が作成されていない。

- すべての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 加算の対象となる従業者の勤務時間が明記されていない。
- 管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- 夜勤や宿直を行う従業者等の勤務条件が就業規則や雇用契約書等により明確になっていない。
- 法人代表や役員が従業者として勤務した時間数を把握していない。



指定児童発達支援等において、指導員ごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは管理者が把握する項目として足りません。

勤務体制の確保のため、勤務予定表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障がい児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業者が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。（参考様式は[こちら](#)）

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業者の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



人員基準における職員の「常勤」について誤った認識をしている事業所があります。人員基準において必要な人員の「常勤」と「常勤換算」の違いについてご注意いただき、事業所に配置している職員が人員基準を満たしているかどうか確認してください。

「常勤」

指定障がい児通所支援事業所等における勤務時間が当該指定障がい児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいう。

ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

「常勤換算」

指定障がい児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障がい児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障がい児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

運営指導において、雇用契約等で従業者の労働条件等を示しているか確認します。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。

- 研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。



運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、従業員の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業員の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業員や新規従業員のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業員の質の向上に努めてください。

障がい福祉の現場において、全ての障がい福祉サービス等事業者等を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとなりました。



雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとなります。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意してください。また、障がい児による従業員に対する問題行動については、従業員の就業環境が害されることを防止するため、従業員からの相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましいです。さらに、障がい児の問題行動が遁減し、障がい児の心身が健やかに成長・発達等するよう支援をしていくことが必要であることに留意してください。

ア 事業者が講ずべき措置の具体的内容

具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。

a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

b 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

イ 事業者が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にしてください。

※[障害福祉の現場におけるハラスメント対策](#)(厚生労働省ホームページ)を参考にしてください。
【事務連絡】[「障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材等」](#)について も参考にしてください。

業務継続計画(BCP)の策定等 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 35 条の2、相談支援は相談支援基準第 20 条の2

- 第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※令和6年度から感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算されます。詳しくは報酬編の業務継続計画未策定減算のページをご確認ください。

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障がい福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等が義務になりました。

※令和6年度から義務化

業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

●「研修」

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上※)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

※入所支援については、年2回以上行ってください。



●「訓練（シミュレーション）」

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上※）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

※入所支援については、年2回以上行ってください。

※厚労省より 業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画（BCP）の作成や見直しに資するよう、研修動画が公開されています。（下記参考）

感染症や災害が発生した場合であっても、障がい福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、事業所のみなさまにおかれましては積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

参考：●感染症用

- ・動画

[障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（厚労省HP）](#)

- 自然災害発生時用

- ・動画

[障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（厚労省HP）](#)

非常災害時対策 ※基準は児童発達支援を引用（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援除く）

入所支援は入所施設基準第37条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【解釈通知】

1 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

2 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

3 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

4 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。

5 基準第40条第3項は、指定児童発達支援事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

関係資料等:

- ①「防犯に係る安全の確保について」(大阪府ホームページ)を[こちら](#)に掲載
- ②「福祉施設等における災害への備えについて」(大阪府福祉部福祉総務課)を[こちら](#)に掲載
- ③「[地震や風水害時に係る被災状況報告書フロー図・被災状況報告書様式](#)」、及び「[市町村窓口一覧](#)」を[こちら](#)に記載

第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。



平成 29 年、水防法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 31 号)が施行され、洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられました。対象区域内の障がい福祉サービス事業者で、避難計画を未だ作成していない等、義務の履行ができていない事業者の管理者は、早急に対応してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130040/jigyokanri/youhairiyoshahinan/index.html> (大阪府 HP)

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画(非常時の連絡体制や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む)が策定されていない。
- 非常災害計画や、関係機関への連絡体制を保管しているが、災害時に従業員が速やかに通報できる体制が周知徹底できていない。
- 定期的な避難、救出、消火、その他必要な訓練が行われていない。_

安全計画の策定等 ※基準は児童発達支援を引用

障害児入所施設等の基準第 37 条の 2、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 6 条の 2

令和 5 年度より新設

- 第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
【令和6年度制度改正に伴う見直し】

関係資料等:

「【こども家庭庁】障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(大阪府ホームページ)を[こちら](#)に掲載

「指定基準等の改正について(安全計画策定の義務化、インクルーシブ保育のための基準緩和、懲戒権濫用規定の削除等)」(大阪府ホームページ)を[こちら](#)に掲載

義務化対象の事業所・施設は指定障がい児支援事業所、障がい児入所施設です。ただし、第 40 条の 2 第 3 項のみ障がい児入所施設は義務化ではありません。

※令和 6 年度より義務化





事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、事業所外での活動等を含めた事業所での生活等における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練等についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととしたものです。なお、安全計画の策定等に当たっては、追ってお示しする「[安全確保の手引き](#)」を参考にしてください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

自動車を運行する場合の所在の確認等 ※基準は児童発達支援及を引用

障害児入所施設等の基準第37条の3、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3

令和5年度より新設

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

関係資料等：

「【厚生労働省】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について」（大阪府ホームページ）を[こちら](#)に掲載



第40条の3第1項の対象事業所は指定障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設です。
第40条の3第2項の対象事業所は児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービスです。
※令和6年度より義務化



安全装置に係る義務付け対象自動車は、通所を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車です。
※「座席」には、車椅子を使用する障がい児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含みます。



①第1項は、事業者は、障がい児の通所や事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗降時の際に、点呼等の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならないこととなりました。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



②第2項は、事業者は、通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行わなければならないこととなりました。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

衛生管理等 ※基準は児童発達支援及び福祉型児童入所施設を引用

障害児入所施設等の基準第 38 条、相談支援は相談支援基準第 22 条

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に各号掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に各号掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。

- 従業者(常勤、非常勤)の健康診断が行われていない。また、実施されていた場合にあっては、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、適切な管理が行われておらず、従業者の健康状態が把握できていない。



管理者は従業者(施設職員含む)の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。

従業者の健康管理については、労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条を遵守し、採用時及び年 1 回の健康診断の実施を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられていない従業者に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業者等の健康診断の結果について把握した内容は、運営指導時において確認しますので、全従業者の健康診断の受診日一覧表を作成するなどにより、従業者の受診状況について把握し、保管してください。

- 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。

参考: [感染症対策マニュアル・業務継続ガイドライン等\(厚労省HP\)](#)

[障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて](#)(令和4年5月12日社援発厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

●事業所(施設)の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

- 
- ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
 - ④ 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
 - ⑤ 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。



感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障がい福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務になりました。

※令和6年度から義務化

ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会



当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士）により構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。

感染対策委員会は、入所者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上※、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますものとします。ただし、障がいのある者が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。

また、事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

※相談支援については、おおむね6月に1回以上

イ「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」

事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。



ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとしてください。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上※）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、事業所の指針が周知されるようにする必要があります。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。

※相談支援については、年1回以上



エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上※）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとしてください。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

※相談支援については、年1回以上



食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は大阪府（指定指導権限のある市）へ報告をしてください。

事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに大阪府（指定指導権限のある市）及び所管の保健所へ報告してください。

揭示 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第40条、相談支援は相談支援基準第23条

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- 障がい児の保護者や利用希望する保護者が見やすいところに重要事項の掲示がされていない。
- 従業者だけが出入りする場所に重要事項を掲示している。
- 運営規程しか掲示されておらず、事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順が欠落している。



重要事項説明書の内容（項目）を掲示してください。

掲示するスペースが確保できないなどの場合は、ファイル等に入れ受付などの見やすい場所に立てかけるなど、誰もが閲覧ができるように工夫をお願いします。

また、掲示する位置や文字を大きくするなど、利用申込者等が見やすいよう工夫して掲示してください。苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順については、基準第 50 条（苦情解決）においても必要な措置を講じるよう規定されています。

身体拘束等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 41 条

第 44 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

●身体拘束を行っていないので、委員会は実施していない。

●記録

障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。

なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の 3 つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこととなっています。

【令和 6 年度制度改定に伴う見直し】



令和 6 年度から身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについては、身体拘束廃止未実施減算の減算額が 5 単位から所定単位数の 10% に引き上げられ、訪問・通所系サービスについては、減算額が 5 単位から所定単位数の 1 % に見直されました。

詳しくは、身体拘束廃止未実施減算のページをご確認ください。【令和 6 年度制度改定に伴う見直し】

●「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）

身体拘束適正化検討委員会は、事業所に従事する幅広い職種により構成してください。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えありません。

事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。

なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。

- point!

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - イ 従業員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。
 - ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、障がい児に対する支援の状況等を確認することが必要である。
 - エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討すること。
 - オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。
 - カ 廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

●「身体拘束等の適正化のための指針」

事業所が整備する指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- point!

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - カ 障がい児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針



●「従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施」

研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとしてください。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要となります。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。

虐待等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 42 条、相談支援は相談支援基準第 28 条の 2

第45条(略)

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



施設・事業所における障がい者虐待防止の取組を徹底するため、障がい者虐待防止措置を未実施の障がい福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%の減算)が創設されました。詳しくは、報酬編の虐待防止措置未実施減算のページをご確認ください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

●「虐待防止委員会」

虐待防止委員会の役割は、以下の3つがあります。

㍀ 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)

㍁ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)

㍂ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

の3つがあります。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めてください。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。

虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



委員会で実施する具体的な内容は、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

●「虐待防止のための指針」

事業所は次のような項目を定めた指針を作成することが望ましいです。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

●「従業者に対する虐待防止のための研修」

研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図ってください。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。

なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。

●虐待防止のための担当者については、児童発達支援管理責任者等※を配置してください。

※相談支援については、相談支援専門員

なお、当該担当者及び管理者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3（3）の都道府県が行う研修を受講することが望ましいとされています。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果に従業者に周知すること、②従業員に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQA VOL.2 より抜粋)

※ [障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集](#)や[障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き](#)をご確認下さい。

秘密保持等 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第44条、相談支援は相談支援基準第24条

第47条 指定児童発達支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

●従業員の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。

●従業員の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

point! 従業員の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業員の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。

また、漏らしてはならない内容が、「障がい児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。

●個人情報の使用について、障がい児及び家族等から文書による同意を得ていない。

●障がい児の家族等から使用同意を得る様式になっていない。

●家族の同意欄が、家族代表者のみとなっており、個人情報を使用する可能性のある他の家族全員から同意を得られる様式になっていない。

point! 事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報(家族に関するものもあり得ます。)を他の指定障がい福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から(包括的な)同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用と思われる家族の同意を得る様式としてください。(複数の家族記名欄を設けること。)

苦情解決 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 47 条、相談支援は相談支援基準第 27 条

第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。（第3項～第5項は省略）

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。（参考様式を[こちら](#)に記載）
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。



組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催

事故発生時の対応 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 49 条、相談支援は相談支援基準第 28 条

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 事故・ひやり・はっと事例に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。（参考様式を[こちら](#)に掲載）
- 事故が発生した際に、利用者の家族、支給決定を行う市町村、都道府県等への連絡がされていない。
- 事故の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。



※事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに利用者の家族に報告してください。

※また、支給決定自治体（障がい児の給付決定市町村）、事業所所在地の自治体及び指定指導権限を有する自治体への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

※ただし、事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

※組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

※事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）、リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）、再発防止処置（ひやり・はっと事例を含む原因の解明、分析）、損害賠償保険の加入、サービスの評価、満足度調査、研修会の開催など。

※また、再発防止の取組みについては「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）等を参考にしてください。

※事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。事業所の近隣に設置があり、緊急時に使用できるよう体制を構築することでもかまいません。

会計の区分 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 50 条(医療型障がい児入所支援除く)、相談支援は相談支援基準第 29 条

第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

- 指定事業所(施設)ごとに経理が区分されていない。
- 当該事業の会計とその他の事業の会計が区分されていない。



指定事業所(施設)ごとに経理を区分するとともに、サービス種別ごとに会計を区分することが必要です。

共通して必要となる事務的経費(光熱水費、事業所賃借料等)については、収入割、人員割、面積割等の按分で、支出を区分してください。

(例) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など多機能型として行っている事業所は、それぞれの事業ごとの収入と支出の金額がわかるようにしてください。

記録の整備 ※基準は児童発達支援を引用

入所支援は入所施設基準第 51 条、相談支援は相談支援基準第 30 条

第54条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第35条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
 - サービス提供に関する諸記録が 5 年間保存されていない。
- ※保存する記録については、各基準に定められるものによること。

身分を証する書類の携行

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障がい児相談支援のみ

相談支援は相談支援基準第 11 条

第71条の11 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

- 従業者に身分証を携行させていない。



障がい児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、当該事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障がい児、通所給付決定保護者、当該障がい児の家族から求められたときは提示する必要があります。

なお、この証書等には、当該事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や、役職(管理者等)職能、事業所連絡先(住所・電話番号)等の記載を行うよう努めてください。

変更の届出 ※児童福祉法

障がい児入所施設は、児童福祉法第 24 条の 13、相談支援は 24 条の 32

第 21 条の 5 の 20

- ③指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ④指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 管理者や児童発達支援管理責任者、または専用区画、運営規程等について、指定時に申請をした内容等が変更されているが、変更届が提出されていない。
- 加算等の要件を満たせなくなったが、取下げの届出を行っていない。

指定障がい児相談支援の具体的取扱方針

※障がい児相談支援指定基準を引用

第 15 条 指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。
- 三 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。
- 二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 三 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 四 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。
- 五 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。
- 六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。
- 八 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。
- 九 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しなければならない。

- 十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報機器(次条、第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。
- 十一 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。
- 十二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しなければならない。
- 3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。
- 二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第八項に規定する内閣府令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。
- 三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。
- 四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 五 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。
- 六 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

障がい児通所支援における送迎について

1 共通事項

(1)送迎前

- 万が一、送迎時に事故が起きた場合に備えて損害賠償保険への加入等が必要です。なかには送迎時の事故が保障の対象外となる場合がありますので、契約内容の確認が必要です。
- 職員が徒歩により付き添い送迎する場合は、経費が生じていない為、加算の対象となりません。
- 障がいの程度により自ら通所することが困難な障がい児に対しては送迎を実施するなどの配慮を行う必要がありますが、障がい児の自立の獲得を妨げないようにしなければなりません。
- 座席が3列以上の自動車で送迎する場合は、安全装置の装備が必要です。

(2)送迎時

- 重症心身障がい児に対して送迎を行う場合、送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置することが必要です。重症心身障がい児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、できる限り運転手の他に1人以上の添乗者を配置するよう努めて下さい。また、できる限り同性で送迎できるよう配慮に努めてください。

(3)送迎後

- 送迎の記録も必要です。

(例)児童の自宅と事業所間を送迎する場合 (あくまで最低限の記載例です。様式は問いません。)

児童氏名	送迎	出発	到着	連絡事項等	運転手	添乗者
〇〇 〇〇	<u>迎え</u>	自宅 9:05	事業所 9:25	少し発熱があるのではないかとお母様が心配しておられた。	△△ (印)	▲▲ (印)
□□ □□	<u>送り</u>	事業所 14:10	自宅 14:35	昼食も元気に食べていた旨をお伝えする。	△△ (印)	▲▲ (印)

【営業時間と送迎時間の人員配置について】

- 運営規程に定める「営業時間」とは事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であり、送迎のみを行う時間は含まない。
- 児童を受け入れる体制とは、原則として受け入れることができる児童の数に応じた人員基準をみたすことであるが、サービス提供時間を確保するために合理的な方法により行う送迎の際に、直接処遇する職員が添乗することにより、人員基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が1人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。(平成27年障がい福祉サービス等報酬改定に関するQA VOL1 問71 より一部抜粋)

2 送迎についての留意事項、QA 等

学校と事業所間の送迎にあたっては特に以下の点に注意してください。

- 送迎計画・手順の確認等について、保護者・学校・近隣事業所との綿密な連携を図ってください。特に学校周辺での待機場所において、近隣の通行の妨げとならないよう、十分ご留意ください。
- 学校に車両を乗り入れる際は最徐行を徹底してください。また、必ず身分証を携行・提示するようにして下さい。

問36 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。

(答)○ 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースであって、その内容が障がい児支援利用計画に記載されており(*1)、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

【具体的なケース】

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

- ①スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。
- ②スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。
- ③就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。
- ④その他、市町村が必要と認める場合(*2)。

*1 障がい児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられる。
(令和6年5月17日付障がい福祉サービス等報酬(障がい児支援)に関するQA)

問37 病院や日中一時支援事業所への送迎、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎についても、送迎加算の算定対象となるのか。

(答) ○ 送迎加算の対象となる送迎については、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集合場所への送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはならない(病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く)。

○ なお、短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えない。(令和6年5月17日付障がい福祉サービス等報酬(障がい児支援)に関するQA)

お問い合わせの多い内容について

Q1: 児童発達支援等を行う場合、協力医療機関を定めておかなければならないとあるが、どのような医療機関にお願いすればよいか。

A: 小児科または内科が想定されるが、障がい児の病状の急変等に対応できる医療機関とすること。

Q2: 秘密保持等の観点から、個人情報の同意書を利用児童の保護者に求めることになるが、どこまでの家族の同意が必要か。

A: 事業所等が、利用者の個人情報を所有し、使用する可能性のある家族(同居・別居は問わない。)

Q3: パンフレット等の広告を作成してもよいのか。

A: 実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないことから、作成することに問題はない。ただし、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

Q4: 台風やインフルエンザにより学校が臨時休校となった場合、放課後等デイサービスは授業終了後と休日の場合のどちらとして取り扱うのか。

A: 休日単価となる。(次頁問 40 参照)

Q5: 夏休み中のプール登校がある日などの場合、放課後デイサービスは休日扱いとなるのか。

A: 当該日についての扱いが、学校によって異なるため、授業終了後となるのか、休日扱いなのかを学校に確認の上、請求すること。

Q6: 災害や感染症により休校となった場合、事業所も休園できないのか。

A: 運営規程に、明記している場合は休園が可能。

Q7:教材費及びおやつ代の取扱いについて。

A:教材費やおやつ代を徴収する場合は、あらかじめ給付決定保護者に対し、費用の名目、金額等の十分な説明を行い同意を得ること。(あいまいな名目や金額の徴収はしないこと)また、支払いを受けた場合には当該費用を支払った給付決定保護者に対して領収書を交付すること。

Q8:従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならないとあるが、どのようなことをすればよいか。

A:事業所内で、業務継続計画、衛生管理、身体拘束、虐待防止、人権擁護、障がい児に対する処遇に関する研修等を行ってください。また、都道府県や市町村で行われている研修に参加する方法や、障がい児等療育支援実施機関でも、訪問による研修等も行っています。

問40 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

(答)

○ 具体的には以下のことを指す。

・ 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)

・ 学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日

(例えば、台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

○ なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。
(令和6年5月17日付障がい福祉サービス等報酬(障がい児支援)に関するQA)

問 22 A事業所を欠席した障がい児が、同日にB事業所に通所した場合において、A事業所は欠席時対応加算を算定できるのか。また、B事業所は基本報酬等を算定できるのか。

(答)

○ 欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。

○ このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合は、A事業所は欠席時対応加算の算定はできない。

○ なお、B事業所については、基本報酬等について算定できる。

(令和6年5月17日付障がい福祉サービス等報酬(障がい児支援)に関するQA)

支援中の児童行方不明事案について

～こんな場面で起きています～

●外出中

- ・外出先（公園）から帰る前、指導員が他児のトイレ誘導や着衣の介助等を行っている間に、離れたところにいた児童が逆の方向へ走り出し、見失った。
- ・外出時、トイレに入ったと思い込み、呼びに行くといなかった。
- ・図書館に外出中、職員が貸出手続きのため背を向けている間に児童が行方不明になった。
- ・外出先（公園）に到着後、しばらくして行方不明であることに気付いた。
- ・プール利用時に行方不明となったが誰も気づかないまま事業所に戻り、児童を保護しているとの連絡を受けて発覚した。
- ・近隣の公園で活動し、点呼した時に行方不明に気づいた。

●事業所での支援中

- ・散歩準備のため、職員がおむつ替えや車の準備をしている間に児童がいなくなり、「車に乗るよ」と声掛けして、いないことに気付いた。
- ・児童が事業所近くのゴミ箱にジュース空き缶を捨てに出た後、行方不明となった。
- ・学習中に機嫌が悪くなり興奮し、職員が目を離した隙に事業所から飛び出した。
- ・職員が連絡帳記入などを行っている間に、ガレージの窓から出て行ってしまった。
- ・調理のイベントで職員が包丁や火の始末に気を取られ、当該児は別の部屋にいたと思っていたが、施錠していない出入り口から出て行っていた。
- ・他児が来所した際にドアを開け、施錠忘れの状態の時に児童が出て行ってしまった。
- ・外出のため職員が他児の乗車介助を行っている間に、事業所からいなくなった。

●送迎前後

- ・職員が送迎準備を行っている間に、開いていた非常用出口から児童が出て行ってしまった。
- ・1名の児童が見当たらず、送迎車に児童が1名残っていたことが判明した。

児童の行方不明防止について（改善事例集）

●事業所での支援中

職員体制

- ・持ち場を離れる場合は、職員同士で声を掛け合う。
- ・児童の人数を定期的に確認する。
- ・児童のスケジュールが皆で確認できるよう、ホワイトボードに書き出す。
- ・記録には各児童の担当職員名を記載することとし、職員の自覚を促す。
- ・死角ができないようにするなど、事業所内での職員の配置位置を工夫する。
- ・記録作成、トイレ介助、特定の児童の対応等により、児童の見守りを行う職員が不在にならないよう、職員の役割分担を明確にする。

設備

- ・児童が届かない場所に鍵を設置するなど、飛び出し防止の工夫をする。
（※非常災害時には速やかに脱出できるようにすること）
- ・出入り口等にチャイム、ブザー等を設置する。
- ・出入り口の施錠に加えカーポートの施錠、フェンスの設置など、2段階で飛び出しを防止する。
- ・裏出口や児童が出られる大きさの窓等にも、ドアストッパー等を設置する。
- ・職員の机を出入り口付近に配置するなど、児童を見守りやすいよう室内レイアウトを変更する。

●外出準備～外出中

外出準備

- ・外出時は職員を多めに配置する。
- ・あらかじめ外出先に危険な場所がないか（道路、川、池など）下見し、職員で情報共有しておく。
- ・班別で行動する場合などは、集合場所を決めておく。
- ・緊急時対応の連絡先一覧を持参する。
- ・保護者にはあらかじめプログラムの配付などにより行き先を伝達しておく。（障がい特性上知らせておいた方がよい児童等にも「しおり」等を配付。）
- ・児童に対して、外出時の約束事を説明しておく。
- ・外出時ルール、マニュアル等を策定し事業所内で周知しておく。
- ・職員体制が整わないときは安全を優先し外出を控える。

外出中

- ・点呼表を使うなどして、まめに点呼を実施する。
- ・各児童を見守る担当スタッフを決め、必要であればマンツーマンで対応する。
- ・各スタッフの業務分担を明確にし、持ち場を離れるときや児童から目を離すときは、他のスタッフへの声掛けを徹底する。
- ・児童に問題行動の予兆があれば、スタッフ全員に周知する。

- ・常に児童が見える位置、追いつける位置に職員を配置する。
- ・バスなどで移動時は席を決め、いない児童がすぐ分かるようにする。
- ・目的地に着いたら、車から降りる前に注意事項を再度周知する。
- ・当該事業所の児童であることが分かる目印になるものを児童に着用させる。
- ・児童に連絡先のわかるものを携帯させておく。
- ・公園などでは出入り口に職員を配置する。

●送迎準備～送迎

- ・児童の乗降時には、運転手は車から離れず、見守りを行う。
- ・車まで誘導した職員はシートベルト着用まで確認する。
- ・事業所に到着し降車させるときは、車内に残っている児童がいないか必ず確認する。
- ・児童を乗車させるときは、車のドアを開けるのは1か所だけとする。（別のドアから児童が勝手に降りないようにする）
- ・送迎車が複数台あっても目が行き届くよう、乗車は一台ずつ時間をずらして行う。
- ・帰りの送迎で1便が出発し人数が減った時点で、児童を一部屋に集める。（見守りやすいようにする。）
- ・家に送る際は、家の中に入ったことを見届ける。
- ・児童が待ち合わせ場所ではぐれることのないよう、学校等への迎えの日や時間、その日に車に乗せる児童が誰かを十分に確認する。

●職員の危機意識

- ・緊張感を持って支援するため、行方不明防止のためのミーティングや研修を行う。
- ・個々の児童の特性を理解し、興奮しないような接し方を職員間で共有する。
- ・少し位目を離しても大丈夫だろう、多分〇〇へ行ったのだろうという思い込みを捨てる。
- ・アセスメントや日常の支援で児童の興味をひくもの、好きな場所・ものなどの把握に努める。
- ・ひやりはっと報告の取組みを強化し、職員の危機意識を高める。

～万が一に備えて～

- ・行方不明になったときの対応手順、連絡先一覧等を作成、周知しておく。
- ・行方不明になったときに、関係機関に児童名や写真、特徴などの情報提供をおこなってよいか予め保護者に確認しておく。（同意書等）
- ・児童の当日の服装などを撮影しておくなどの方法により、正確な情報を従業者間で共有する。
- ・行方不明児の搜索等、当該事業所の従業員以外にも法人内での応援体制を整備しておく。
- ・行方不明児の搜索等のため、他児の支援が困難となった場合の対応を検討しておく。

「支援中の児童の行方不明防止について」（大阪府 HP）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/chiikiseikatsu/syougaijisien/yukuehumei.html>

「置き去り事案等について（大阪府内障がい児通所支援事業所）」（大阪府 HP）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/chiikiseikatsu/syougaijisien/okizari-syougai.html>

2 報酬の算定に関する事項

定員超過利用減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(5)

(児童発達支援、(旧)指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関を除く)

- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し(利用定員の増数変更など)が行われていない。
- 1日あたりの利用者数では減算となる値は下回っているものの、過去3月間の利用実績の分析がなされておらず、過剰な定員超過利用の未然防止が図られていない。

1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

利用定員 50 人以下の場合【※利用定員 51 人以上の場合の取扱いは異なります。】については、1日の障がい児の数が利用定員に 100 分の 150 (障がい児入所支援は 100 分の 110) を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障がい児全員につき所定単位数の 100 分の 70 で算定することになります。

また、過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱いについては、直近の過去3月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 (障がい児入所支援は 100 分の 105) を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障がい児全員につき減算になります。

なお、多機能型事業所等にあつては、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。

※障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて(令和4年2月28日付厚生労働省事務連絡)をご確認下さい。

毎月の請求に当たり、定員を超過して利用者を受入れている事業所において「障がい児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認いただきますようお願いいたします。

人員欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(6)

(児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を通わせる事業所で行う場合を除く)、放課後等デイサービス(主として重症心身障がい児を通わせる事業所で行う場合を除く)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる員数を満たしていない。
- 児童発達支援管理責任者が退職した以降、後任が補充されていない。

指定基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、一割の範囲以内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、減算が適用されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70で算定し、減算が適用された月から3カ月以上連続して基準に満たない場合、所定単位数の100分の50で解消されるに至った月まで算定することとなります。

児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、減算が適用されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)減算が適用される月から5月末満の月については、所定単位数の100分の70で算定し、減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

なお、多機能型事業所等であつて、複数の障がい児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障がい児通所支援の障がい児全員について減算となります。

*人員欠如は人員基準違反であり、指導や勧告、行政処分の対象とする場合があります。

通所支援計画等未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(7)

(児童発達支援、(旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。))

- 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていない。
- 基準に定められている通所支援計画等作成に係る一連の業務が適切に行われていない。



通所支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき所定単位数の100分の70で算定してください。

※減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

自己評価等未公表減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(8)

(児童発達支援(旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援(令和7年4月1日から適用)、共生型障害児通所支援)

- 自己評価を実施したものの、公表していない。



・自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%が算定(15%が減算)されます。

・指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価(保育所等訪問支援にあっては、当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価を含む。)が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障がい児通所給付費等が減算されますが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障がい児及びその保護者(保育所等訪問支援にあっては訪問先施設を含む。)による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとなっています。

・公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出てください。

・当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算されることとなります。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算されます。

・都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

支援プログラム未公表減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(8の2)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援)

●支援プログラムを作成していない。



・支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については基本報酬について 85%が算定(15%が減算)されます。

・指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム(5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障がい児通所給付費等が減算されますが、これは、指定障がい児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障がい児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障がい児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとなりました。

なお、令和7年3月31日までの間は減算されませんが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努めてください。

・公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出てください。

・当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算されることとなります。具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算されます。

・都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(9)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援)

●やむを得ず身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。

●委員会が実施されていない。



【減算される単位数】

(一) 障がい児入所支援については、基本報酬の所定単位数の100分の10に相当する単位数が当該所定単位数から減算されます。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障がい児通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

当該減算については、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算されます。

なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとしてください。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。

都道府県知事等は、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

（一）指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。
なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない点に留意すること。

（二）指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障がい児が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

（三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

（四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。



問 19 身体拘束等廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようなか。

（答）

「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。

このため、例えば、令和5年5月1日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和5年6月サービス提供分から減算を行うこととなる。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する QA VOL.1より抜粋）

虐待防止措置未実施減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(10)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援)

●虐待防止の措置が講じられていない。



【減算される単位数】

所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算されます。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設、指定発達支援医療機関及び障がい児相談支援事業所は、虐待の防止を図らなければならないものとされています。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。

都道府県知事等は、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

（一） 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障がい児が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

（二） 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。

（三） 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

情報公表未報告減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(11)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援)

(参考) 児童福祉法

第33条の18 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者(以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。)は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援(以下この条において「情報公表対象支援」という。)の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報(その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。)を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

●情報公表対象サービスへの登録ができていない

(一) 障がい児入所支援については、所定単位数の100分の10に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、共生型障がい児通所支援については、所定単位数の100分の5に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

・当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



問 19 情報公表未報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・(中略)・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

(答)

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添(※)に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情(災害等)があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第34条の7第6項等において、都道府県知事は、指定障がい福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、〇県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成18年厚生労働省令第19号)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の別表第2及び別表3に掲げる項目

(具体的内容は「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発0423第1号平成30年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の別添1及び別添2を参照)

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQA VOL.1より抜粋)

(参考)児童福祉法施行規則

第18条の27

6 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合を除いて、指定の更新の申請があつた際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導した上で、更新の手続を行うこととなりました。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

●大阪府の障がい福祉サービス等情報公表制度に関するHP

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/jyohoukouhyou.html (大阪府 HP)

業務継続計画未策定減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(12)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援)

●業務継続計画が策定されていない。



(一) 障がい児入所支援については、所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、共生型障がい児通所支援、基準該当通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

・当該減算については、指定通所基準等の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算が適用されません。

ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障がい児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算が適用されません。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

障がい児通所支援サービスの提供時間について

報酬の留意事項通知 第二 2 (3)



障がい児通所給付費の報酬の算定に当たっては、個々の障がい児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障がい児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があります。障がい児通所支援については、個々の障がい児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は 30 分以上である必要がある点に留意してください。なお、指定通所支援の提供時間が 30 分未満のものについては、通所支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために（指定居宅訪問型児童発達支援にあっては支援に慣れるために）サービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数が算定できます。

また、指定障がい児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ通所支援計画において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があります。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

時間区分ごとの単価の取り扱いについて

報酬の留意事項通知 第二 2 (3の2)



① 児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業所又は旧主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し行う児童発達支援、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援並びに共生型障がい児通所支援事業所において行う児童発達支援を除く。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定してください。

② ここでいう「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ通所支援計画において定めたものとなります。

ただし、現にサービスの提供に要した時間が通所支援計画において定めた時間より短い場合は、

（一）事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間

（二）障がい児やその保護者の事情により支援が短縮されたときは、あらかじめ通所支援計画において定めた時間

により算定するものとする。

③ 通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに通所支援計画の見直しを行うことを求めます。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

(例)

児童発達支援(障がい児) 定員 10 人以下		
時間区分 1(30 分以上	1 時間 30 分以下)	901 単位
時間区分 2(1 時間 30 分超	3 時間以下)	928 単位
時間区分 3(3 時間超	5 時間以下)	980 単位

放課後等デイサービス(障がい児) 定員 10 人以下		
時間区分 1(30 分以上	1 時間 30 分以下)	574 単位
時間区分 2(1 時間 30 分超	3 時間以下)	609 単位
時間区分 3(3 時間超	5 時間以下)	666 単位

※放課後等デイサービスの時間区分 3 は学校休業日のみ算定可能

※5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価されます

(基本報酬)

問3 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどのようなになるか。

(答)

○ 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。

なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

2. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合

・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。

・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。

○ なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合(例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月の利用でみて恒常的に生じている場合)には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

○ また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

(基本報酬)

問4 個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。

(答)

○ 個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30分以上1時間 30分以下」の時間区分での算定とする。

○ なお、児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同意を得ること。

ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。

○ また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画(参考様式における別表の特記事項欄)に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1より抜粋)

児童指導員等加配加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

事業所において、常時見守りが必要な障がい児への支援や障がい児の家族等に対して障がい児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数(専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



児童指導員等を加配している場合については、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定してください。

児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理師、その他大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る)、視覚障がい児支援担当職員(国立障がい者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障がい学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)、強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者をいいます。

児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれます。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとなっています。

配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を、常勤専従又は常勤換算により配置してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

(例)

児童発達支援事業所(障がい児)		
児童指導員等を配置		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75~187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59~152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49~123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43~107単位/日
その他の従業者を配置	36~90単位/日	

※「経験」は児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した経験年数



その他の従業者を加配している場合については、利用定員の区分に応じ算定してください。

配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を常勤換算により配置してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



【多機能型事業所の場合における常勤の取扱い】

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

【異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い】

児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による配置）する必要があります。このとき、児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能です。

児童指導員等とその他の従業者、また、経験年数5年以上の者と5年未満の者のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとなります。

- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定してください。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定してください。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

本加算は常時見守りが必要な障がい児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本としてください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

専門的支援体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④の2
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

事業所において、理学療法士等による支援が必要な障がい児への支援や、障がい児の家族等に対して障がい児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、サービスを行った場合に算定するものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障がい児支援担当職員をいいます。

なお、児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、

- ・ 保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点
- ・ 当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点

に留意してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

・ 多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。

・ 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障がい児については算定できないこととする。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

専門的支援実施加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

理学療法士等による支援が必要な障がい児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定するものです。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障がい児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行ってください。



理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障がい児支援担当職員をいいます。

保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意してください。

また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能です。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】



・専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

・理学療法士等が、当該障がい児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

【その他留意すること】

ア 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。

イ 専門的支援の提供時間は同日における当該障がい児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

ウ 専門的支援実施加算の1月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。



＜児童発達支援＞

障がい児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障がい児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

＜放課後等デイサービス＞

障がい児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回

障がい児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障がい児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

エ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

看護職員加配加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④の3
(児童発達支援、放課後等デイサービス)



① 看護職員加配加算（Ⅰ） 【看護職員 1 人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が 40 点以上になること。

② 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員 2 人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が 72 点以上になること。



児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出してください。

家族支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑤
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

家族(障がい児のきょうだいを含む。)等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定する
ものです。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

(一) 家族支援加算(Ⅰ)(個別の相談援助)

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、
従業者が、

(1) は障がい児の家族等の居宅を訪問し、

(2) は事業所において対面により、

(3) はテレビ電話装置等を活用して、

障がい児及びその家族等に対して、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、(1) から(3) 全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、サービスに係る本加算の算定に当たっては、(1) から(3) のいずれについても、サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障がい児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、(1) について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。

ウ (3) の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障がい児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器(例えば電話等)を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障がい児やその家族等に不利益が生じないように、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

エ 家族等への相談援助は、障がい児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障がい児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障がい児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

オ 事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は(2) を算定すること。

なお、保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)といった当該障がい児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障がい児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図ること。

また、本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助(例えば、家族等からの電話に対応する場合)は対象とならないことに留意すること。

カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(二) 家族支援加算(Ⅱ)(グループの相談援助)

アあらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

(1) は事業所において対面により、

(2) はテレビ電話装置等を活用して、

障がい児及びその家族等に対して、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、(1) 及び(2) 全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、サービスに係る本加算の算定に当たっては、(1) 及び(2) のいずれについても、サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障がい児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障がい児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ 通所報酬告示第1の1の2のロの(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障がい児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障がい児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算(Ⅰ)のエ及びカを準用する。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(三) 家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日を実施した場合であっても、それぞれ算定できます。

(四) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定児童発達支援事業所を利用している障がい児にあっては、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障がい児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回が限度です。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(参考) 児童発達支援、放課後等デイサービス

家族支援加算(Ⅰ)(月4回を限度)	
入所児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合	
(1) 居宅を訪問(所要時間1時間以上)	300単位/回
(1) 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	200単位/回
(2) 事業所等で対面	100単位/回
(3) オンライン	80単位/回

家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)	
入所児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合	
(1) 事業所等で対面	80単位/回
(2) オンライン	60単位/回

※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を超えて算定することはできません。

子育てサポート加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) ⑥
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

障がい児の家族の障がい特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障がい児への指定児童発達支援とあわせて、障がい児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障がい児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、月4回に限り、算定するものです。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

- 
- (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業者が通所支援計画に位置付けて計画的に実施してください。
- (二) サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察しながら、障がい児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えありません。
- (三) それぞれの障がい児及び家族等の状態に応じて、当該障がい児及び家族等と、支援を行う従業者とが、協働して取り組んでいくことが重要であることから、支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障がい児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障がい児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障がい児及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に障がい児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障がい児及び家族等にあわせて丁寧な支援を行ってください。
- (四) 複数の障がい児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障がい児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施してください。この場合において、従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本としてください。
- (五) 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障がい児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成してください。
- (六) 子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できません。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

問 1 支援提供時間帯を通じて、保護者等が支援場面をマジックミラー越しやモニターで視聴している際に、その場では相談援助等を行わず、支援終了後にまとめて相談援助等を行った場合には算定が可能か。

(答)

- 算定は不可。
- 本加算の算定に当たっては、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会を提供し、その場で障がい児の特性を踏まえた関わり方等に関する相談援助等を行う等、家族等と支援者が協働で取り組むことを基本としている。
- 一方、障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察することも可能としているところ。
- ただし、この場合であっても、支援場面の障がい児の状況を踏まえながら、障がい児に支援を行う従業者とは異なる従業者が相談援助等を、支援と同時に並行的に行うことを求めているものであり、支援終了後にまとめて相談援助等を行うことは想定しない。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.6抜粋)

問3 オンラインのライブ配信形式等を使用し、遠隔により保護者等が支援場면을視聴しつつ、支援者より相談援助等を受けた場合でも算定は可能か。

(答)

- 算定は不可。
- 本加算の算定に当たっては、障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察することも可能としているところ。
- 一方、本加算の算定に係る支援については、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会に、家族等と支援者が協働して障がい児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、遠隔を前提とした支援は想定していない。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.6抜粋)

食事提供加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑦

(児童発達支援、医療型児童発達支援)(児童発達支援センターで行う場合のみ)

- 外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。

対象の障がい児に対して、令和9年3月 31 日までの間、障がい児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するものです。



(一) 食事提供加算(Ⅰ)の算定については、以下のいずれも満たしてください。

ア 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障がい児に提供するような方法も認められない。

イ 栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障がい児が健全に発育できるよう、障がい児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。次のウからキまでの取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。

この場合において、栄養士は従業者である他、同一法人内に勤務する栄養士の活用、保健所や栄養ケアステーション等の外部機関の栄養士との連携、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合には、委託先の栄養士による指導・助言の下で行うこととしても差し支えないこと。

ウ 障がい児の障がい特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障がい児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

エ 提供した食事について、障がい児ごとの摂取状況を把握し、記録を行うこと。

オ 定期的に障がい児の身体の成長状況(身長・体重等)を把握し、記録を行うこと。

カ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。例えば、行事食の提供や調理実習等を年間の予定に組み込み、定期的に実施することが考えられる。

キ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(二) 食事提供加算(Ⅱ)の算定については、以下のいずれも満たしてください。

ア (一)のアからキまでに規定を準用する。この場合において、(一)のイの「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用すること。

イ 年に1回以上、障がい児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。

(三) 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算(Ⅱ)の算定ができます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(四) 1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできません。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑨

(居宅型児童発達支援・保育所等訪問支援を除く)

●従業員の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たしていない。

加算の対象となる従業員

I	・社会福祉士 ・介護福祉士	左記の者で常勤の児童指導員 ・ <u>保育士は含まれません</u>
II	・精神保健福祉士 ・公認心理師	
III	・児童指導員 ・保育士	



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業員が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業員のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合（100 分の 35 【Ⅰ型】又は 100 分の 25 以上 【Ⅱ型】）、常勤配置している従業員の割合（100 分の 75 以上 【Ⅲ型】）又は、常勤配置されている従業員のうち 3 年以上従事している従業員の割合（100 分の 30 以上 【Ⅲ型】）のうち該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないようにしてください。

加算の取り下げは、届出が必要ですので、対象となる従業員の異動がある場合は、引き続き算定できるか、また変更がないか確認してください。

欠席時対応加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑩

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

●利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。



利用を予定した日の前々日、前日又は当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。

事業所へ欠席の連絡があった日は、事業所の営業日でカウントします。

※(Ⅱ)の取り扱い※放課後等デイサービスのみ⇒廃止されました。【令和 6 年度制度改正に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫の6
(児童発達支援)

保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障がい児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障がい児が利用した場合に評価されます。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ) 120単位/日

※ 重症心身障がい児等、著しく重度の障がい児に対して支援を行った場合(主として重症心身障がい児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(3) の⑫の5
(放課後等デイサービス)

行動障がいの予防的支援を充実させる観点から、強度行動障がいの知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障がい児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障がい児が利用した場合の評価の見直しがされました。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ) 90単位/日…①

120単位/日…②

※①ケアニーズの高い障がい児に対して支援を行った場合

②ケアニーズの高い障がい児に対して強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障がい児に対して支援を行った場合(いずれも主として重症心身障がい児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。)

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅱ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫の7
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算(Ⅱ)について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しがされました。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅱ) 150単位/日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を6月に1回以上共有)し支援を行った場合

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅲ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(3) の⑫の7
(放課後等デイサービス)

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合に評価されます。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 70単位/日

※ 不登校の状態にある障がい児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

医療連携体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑬
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算(Ⅶ)について、評価の見直しがされ、主として重症心身障がい児に対して支援を行う事業所においても算定が可能となりました。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位/日

※ 喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合 (医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない)

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できますが、障がい児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供していると言い難い事例が散見されていますのでご注意ください。また、医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受け、その内容を書面に残すこととなっています。



看護の提供においては、当該障がい児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑮
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 延長支援時間が1時間以上の設定になっていない。
- 個別支援計画に延長支援について位置づけされていない。

○ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算が見直され、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価されます。

○ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しがされました。【令和6年度制度改定に伴う見直し】

イ 指定児童発達支援事業所において障がい児に対し延長支援を行う場合(口に規定する場合を除く。)	
(1) 障がい児の場合((2)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	92 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	123 単位
(2) 重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	256 単位

ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第 5 条第 4 項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において障がい児に対し延長支援を行う場合	
(1) 障がい児の場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	92 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	123 単位
(2) 医療的ケア児の場合((3)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	256 単位
(3) 重症心身障がい児の場合	
(一) 延長時間 1 時間未満の場合	128 単位
(二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(三) 延長時間 2 時間以上の場合	256 単位

ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障がい児に対し延長支援を行う場合	
(1) 障がい児の場合((2)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長時間 1 時間未満の場合	61 単位
(二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	92 単位
(三) 延長時間 2 時間以上の場合	123 単位
(2) 重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合	
(一) 延長時間 1 時間未満の場合	128 単位
(二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(三) 延長時間 2 時間以上の場合	256 単位

(一) イ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合

ア イ又はロ(1)若しくは(2)については、障がい児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障がい児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ 延長支援加算の算定に当たっては、障がい児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。

なお、通所支援計画に基づき延長支援を障がい児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。

ウ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。

エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障がい児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。

オ 延長支援時間における障がい児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障がい児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障がい児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障がい児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。

カ 医療的ケアを要する障がい児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名上配置すること。

キ 運営規定に定める営業時間が6時間以上であること。

ク 児童発達支援事業所の従業者は障がい児に提供した延長支援時間を記録すること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(二) ロ(3)又はハを算定する場合

ア ロ(3)又はハについては、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障がい児の障がい種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

ウ 個々の障がい児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

エ 延長時間帯における障がい児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。

障がい児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障がい児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること(例:障がい児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名)。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者(児童発達管理責任者を含む。)を配置すること。

オ 医療的ケアを要する障がい児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名上配置すること。

カ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障がい児支援利用計画に記載されていること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



関係機関連携加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑮の2
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

子どもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価されます。

関係機関連携加算(Ⅰ) 250単位/回(月1回を限度)...①

関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回(月1回を限度)...②

関係機関連携加算(Ⅲ) 150単位/回(月1回を限度)...③

関係機関連携加算(Ⅳ) 200単位/回(1回を限度)...④

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合 【令和6年度制度改定に伴う見直し】

訪問支援員特別加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(4) の②の2
(居宅訪問型児童発達支援)

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しがされました。

訪問支援員特別加算(Ⅰ) 850 単位/日…①

訪問支援員特別加算(Ⅱ) 700 単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障がい児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

①以下の(1)又は(2)に規定する期間が10年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

②以下の(1)又は(2)に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

訪問支援員特別加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(5) の②
(保育所等訪問支援)

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しがされました。

訪問支援員特別加算(Ⅰ) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算(Ⅱ) 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障がい児支援の業務従事5年以上(保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上)の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

①以下の(1)若しくは(2)に規定する期間が10年以上の者又は(3)に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

②以下の(1)若しくは(2)に規定する期間が5年以上の者又は(3)に規定する期間が3年以上の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと

(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等(指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障がい児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む)の業務に従事した期間

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

最低基準を満たした上での常勤換算 1 名以上配置の計算方法

(下記の共通の条件：定員 10 名、営業日：月～金、営業時間：8 時間（対象：主に重心以外）)

例 1 児童指導員等加配加算を満たす場合

	職種	勤務形態	月 火 水 木 金 土 日							週の勤務時間	月の勤務時間
			月	火	水	木	金	土	日		
最低基準	管理者兼 児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	児童指導員	C	8		8		8	—	—	24	96
	児童指導員	C		8		8		—	—	16	64
加配	児童指導員 (経験5年以上)	C	4	8		8	8	—	—	28	112
	児童指導員 (経験5年未満)	C		8		8		—	—	16	64
	運転手	C	2	2	2	2	2	—	—	10	40

$$4 + 16 + 0 + 16 + 8 = 44$$

A：常勤専従
B：常勤兼務
C：非常勤専従
D：非常勤兼務

最低人員配置基準以外に常勤（40 時間／週）換算で 1 名以上児童指導員等を配置しているため、児童指導員等加配加算の「常勤換算・経験 5 年未満」を算定できる。
※月単位で加配を満たしている場合に算定可能
※常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数 5 年以上の者と 5 年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する。

●看護職員の基準人員の取扱いについて（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（一般型事業所の場合）

○医療的ケアを行う場合において、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上することが可能です。

（例）定員 10 人の場合、保育士が 1 名、看護職員 1 名で基準の児童指導員等を 2 名配置したことになります。

○ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬は、基準の児童指導員等の配置とは別に、看護職員の雇用を可能とする報酬を設定しているため、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、看護職員を基準の児童指導員等として計上することはできません。

○また、基準の児童指導員等の員数に看護職員を加える場合であっても、半数以上は児童指導員又は保育士である必要がある点に留意してください（※）。

（例）定員 10 人の場合、基準の児童指導員等は 2 名必要。このうち、半数（1 人）までは看護職員にできるが、もう 1 人は児童指導員又は保育士であることが必要となります。

（※）言語聴覚士を多数配置する必要がある主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては、この取扱いの対象外となります。

【医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）P10 より】

※令和 6 年 4 月 1 日において指定を受けている旧医療型児童発達支援センター、主として難聴児を通わせる児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターに係る人員に関する基準については令和 9 年 3 月 31 日まで、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることのできるものとなっています。

【令和 6 年度制度改定に伴う見直し】

身体拘束等の廃止・適正化、虐待の防止のための取組が
適切に行われていない場合の所定単位数算定について

●身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

令和6年度から身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額が5単位から所定単位数の10%に引き上げられ、訪問・通所系サービスについて、減算額が5単位から所定単位数の1%に見直されました。

(1) 身体拘束等に関し以下①～④について運営指導や監査時等に確認します。

①やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

(2) (1) ①～④を1つでも満たしていない事実を発見した場合（＝事実が生じた月）は以下の(3)～(5)の対応を事業者へ求めます。

(3) 身体拘束廃止未実施減算の適用

① 速やかに「改善計画」を大阪府へ提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を大阪府へ提出することとします。

② (2) の事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について減算となります。

(施設・居住系サービス) ※1 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%が減算されます。

(訪問・通所系サービス) ※2 基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%が減算されます。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

※なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、所定単位数から減算となります。

(4) (2) の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告を提出頂き、改善状況を確認します。

(5) (4) において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで身体拘束廃止未実施減算が適用されます。ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

●虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について（全サービス対象）

令和6年度から施設・事業所における障がい者虐待防止の取組を徹底するため、障がい者虐待防止措置を未実施の障がい福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1％が減算）が創設されました。

（1）虐待防止措置に関し以下①～③について運営指導や監査時等に確認します。

- ① 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図ること
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ※障がい福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましい

（2）（1）①～③を1つでも満たしていない事実を発見した場合（＝事実が生じた月）は以下の（3）～（5）の対応を事業者へ求めます。

（3）虐待防止措置未実施減算の適用

- ① 速やかに「改善計画」を大阪府へ提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を大阪府へ提出することとします。
- ② （2）の事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について所定単位数の1％が減算となります。

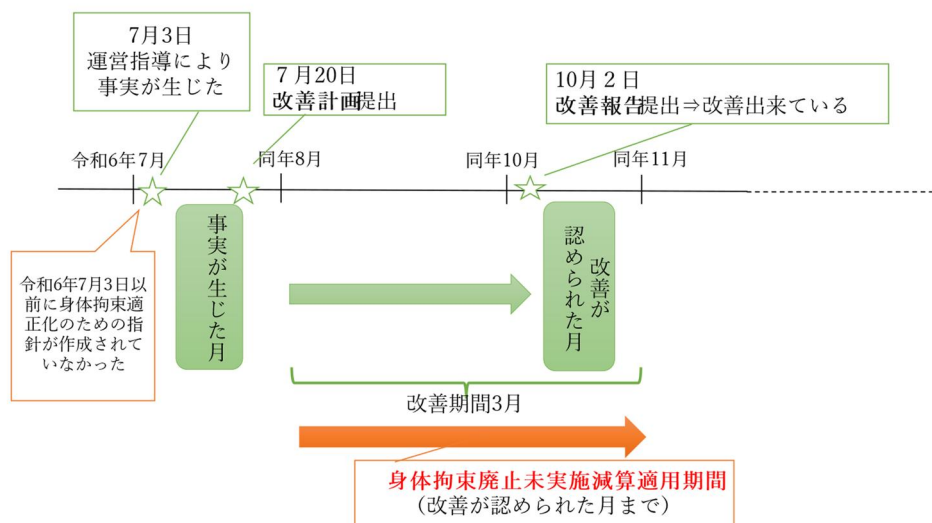
※なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき所定単位数の1％から減算となります。

（4）（2）の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告を提出頂き、改善状況を確認します。

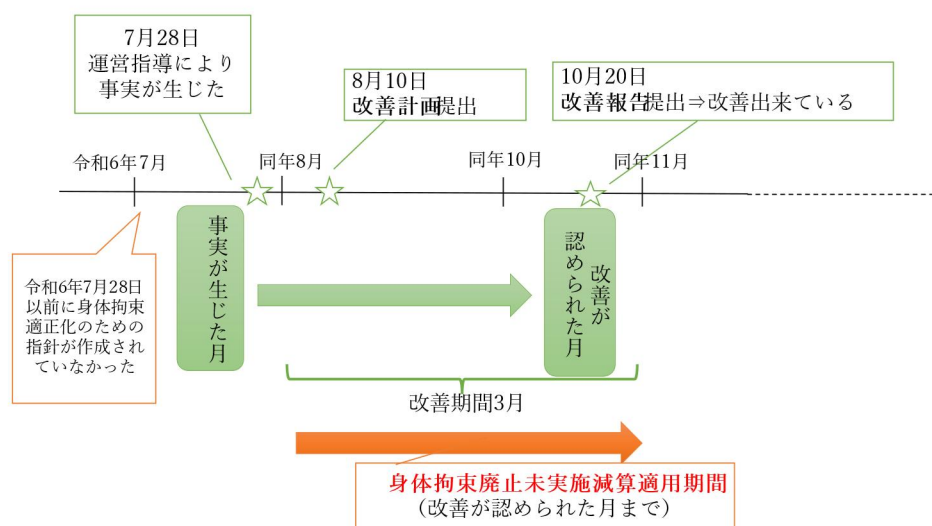
（5）（4）において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで虐待防止措置未実施減算が適用されます。ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）虐待防止措置未実施減算が適用されます。

【参考】身体拘束廃止未実施減算及び虐待防止措置未実施減算の適用の考え方（例示）

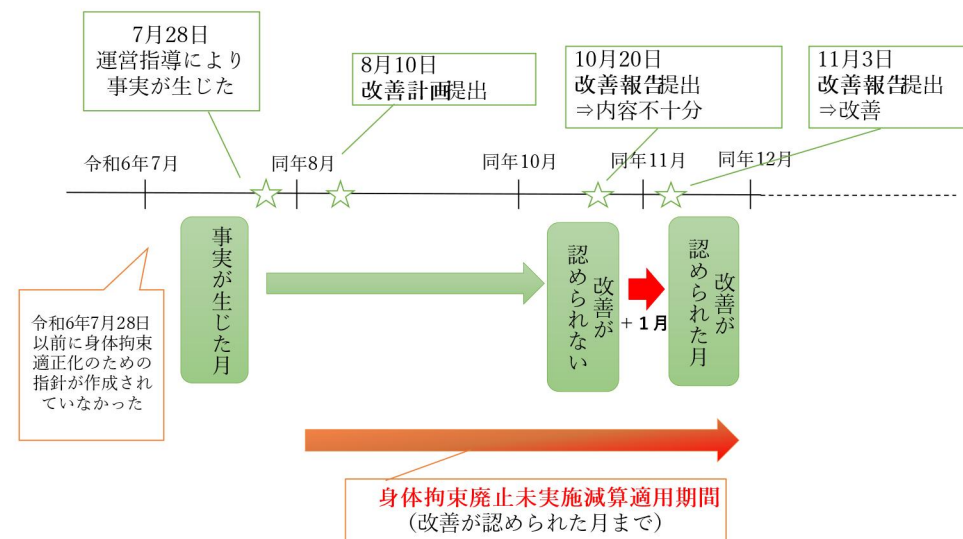
① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



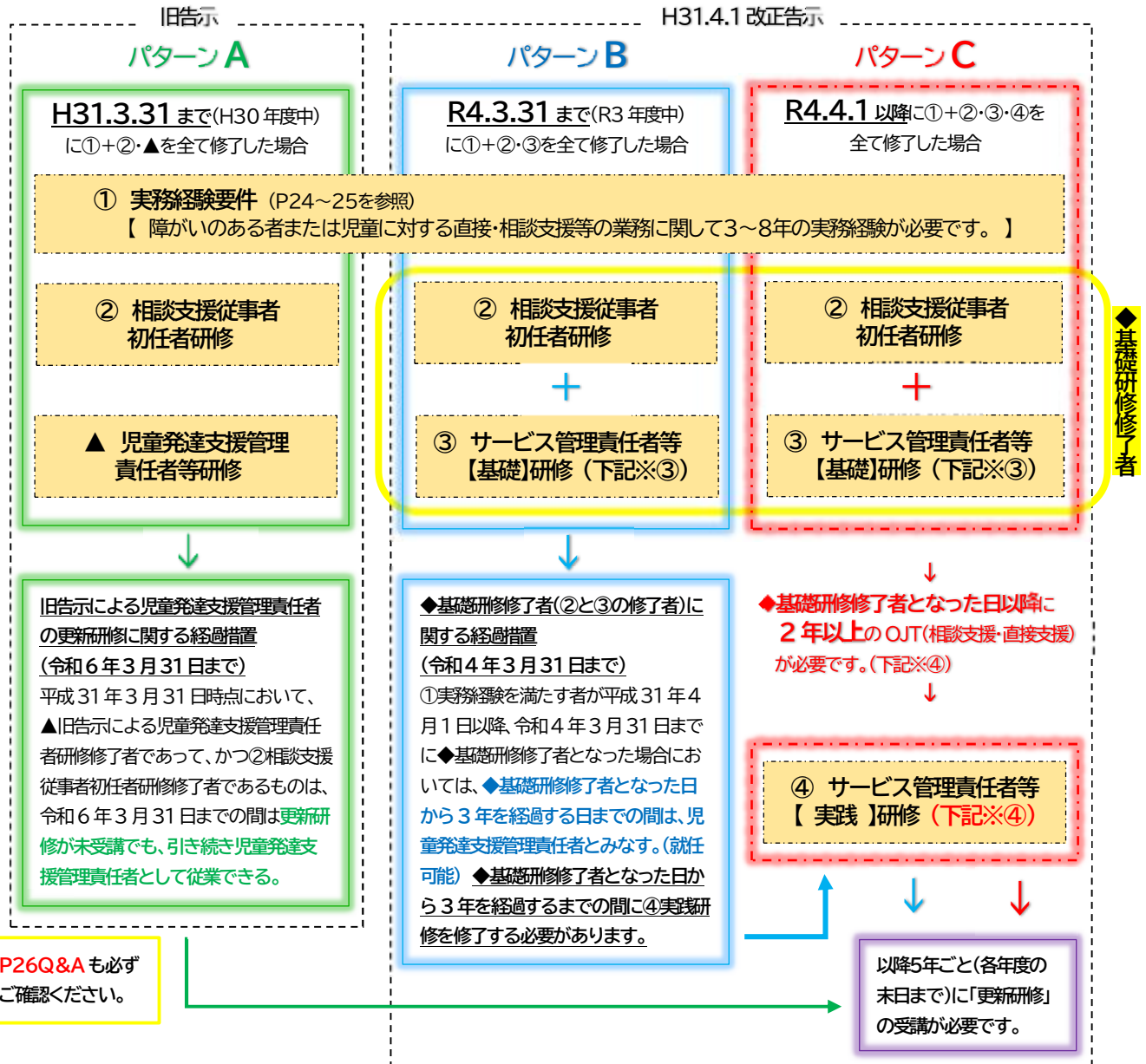
③ 「事実が生じた月」から3月後も改善が認められない場合



V 児童発達支援管理責任者の要件について

研修制度についての詳細は[大阪府地域生活支援課HP](#)へ

児童発達支援管理責任者の要件は、下記(A～C)のいずれかの要件を全て満たした場合、就任が可能です。



◆基礎研修修了者とは？

「③サービス管理責任者等【基礎】研修」の修了者ではなく、「②相談支援従事者初任者研修」及び「▲児童発達支援管理責任者等研修」又は「③サービス管理責任者等【基礎】研修」の両方の研修修了者です。「基礎研修修了者となった日」とは、後から受講した研修の修了日を指します。人員基準において1人以上常勤の児童発達支援管理責任者の配置が必要な事業所で、1人以上常勤の児童発達支援管理責任者を配置している場合は、◆基礎研修修了者を2人目の児童発達支援管理責任者として配置し、通所支援計画の原案作成の業務をさせることができます。

※ 注意 ※ パターンA、パターンB、パターンCの各期間にまたがって研修を受講する場合

「基礎研修修了者となった日」がいつかを基準に、パターンA・B・Cのいずれになるかを判断してください。

(例1) 「▲児童発達支援管理責任者等研修」修了者が、H31.4.1～R4.3.31の間に「②相談支援従事者初任者研修」を修了 → パターンB

(例2) R4.3.31までに「③サービス管理責任者等【基礎】研修」を修了し、R4.4.1以降に「②相談支援従事者初任者研修」を修了 → パターンC
(※③) ③サービス管理責任者等【基礎】研修は、「①実務経験要件」を満たす2年前から受講が可能です。◆基礎研修修了者となった後、2年以上のOJTに従事することで、「①実務経験要件」を満たすことになります。(大阪府地域生活支援課HP)

(※④) 【実践】研修を受講するには、◆基礎研修修了者となった日以降、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援又は直接支援の業務に従事している必要があります。(大阪府地域生活支援課HP)

《特例》6月以上の個別支援計画(原案)作成業務への従事で、実践研修までのOJT期間を「2年以上」から「6か月以上」へ短縮できる場合があります。(詳しい要件等は[こちら](#) (※指定権者への届出が必要です。)) 【令和5年6月告示改正】

▲ 平成18年～平成31年3月までにサービス管理責任者研修の各分野(いずれの分野でも可)を修了、もしくは、平成24年～平成31年3月までに児童発達支援管理責任者研修を修了していること。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

要件(以下の A～C のいずれかを満たしていること。)

- A. **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること
 B. **ニ**の期間が通算して8年以上、かつ、**ホ**の期間を除外した期間が3年以上であること
 C. **イ**、**ロ**、**ニ**を通算した期間から、**ハ**、**ホ**を除外した期間が3年以上かつ、**ヘ**の期間が通算して5年以上であること

イ：相談支援の業務

下記の「1から6」に掲げる者が、**相談支援の業務**(下記の対象者及び業務)に従事した期間

対象者: 身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童(P25【★】)

相談支援の業務とは? ⇒ 上記の対象者に対して、日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

要件 A : **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること

1	地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
3	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
4	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
5	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【P25※】の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
6	病院、診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、 ロ の有資格者、 イ の「1から5」までの従事期間が1年以上に限る。)、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者(P25【◆】)

ロ：直接支援の業務

- ① 社会福祉主事任用資格者(要件は[厚生労働省HP](#)を参照)・ ② 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者・
 ③ 保育士・ ④ 児童指導員任用資格者(要件は P14 参照)・ ⑤ 精神障がい者社会復帰指導員

下記の「7から11」に掲げる者であって、上記の①から⑤に該当する者が、**直接支援の業務**(下記の対象者及び業務)に従事した期間

支援の対象者: 身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者、又は児童(P25【★】)

直接支援の業務とは? ⇒ 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務

要件 A : **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること

7	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。))の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
8	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。))の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
9	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者(P25【◆】)
10	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
11	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【P25※】の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者

ハ：「□の7から11」である者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での相談・直接支援の業務

※ハの期間の経験のみで、児童発達支援管理責任者の実務経験要件は満たしませんので、ご注意ください。(P24 要件 A・C 参照)

以下①、②の期間を合算した期間

- ① 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター(その他これらに準ずる施設)の従業者(これらに準ずる者)が、**相談支援の業務**(その他これらに準ずる業務)に従事した期間
- ② 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、「□の7から11」である者が**直接支援の業務**に従事した期間

二：「□の7から11」でない者の直接支援の業務

要件 B：二の期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること

□の「7から11」に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者・訪問介護員2級以上に相当する研修修了者・保育士・児童指導員任用資格者・精神障がい者社会復帰指導員(「□の7から11」)のいずれでもない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

ホ：「□の7から11」でない者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での直接支援の業務

老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、「□の7から11」でない者が**直接支援の業務**に従事した期間

ハ：国家資格に係る業務

要件 C：イ、ロ、二を通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上かつ、ハの期間が通算して5年以上であること

※「下記の当該資格に係る業務」に従事した期間と、「イ・ロ・二」に従事した期間が重複している場合にも、どちらも通算することが可能です。

(例:「下記の資格に基づく当該資格に係る業務」の経験が5年以上あり、そのうち3年以上がハを除外した「□の直接支援業務」であれば、8年以上の実務経験ではなく、当該5年以上の実務経験のみで要件を満たします。(資格取得前の相談・直接支援業務の従事期間を含む。))

下記の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

【★】対象者のうち【児童】とは？

児童福祉法第4条第1項に規定する児童(18歳未満)のことです。(障がいの有無は問いません。)

【※】学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)とは？

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校を対象とします。

【◆】医師・看護職員については、病院や訪問看護ステーション等において障害児者及び児童を直接支援した場合に、その経験年数が実務経験に算入できます。

【□の①】社会福祉主事任用資格者とは？ ⇒ [厚生労働省HP](#)(外部サイト)

【□の④】児童指導員任用資格とは？ ⇒ P14の①から⑩のいずれかに該当する者

※ 実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実際に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできません。

(例)実務経験証明書のうち ⇒ 「業務に従事した期間」⇒ H25.4.1～R2.6.30(7年3ヶ月)・「従事日数」⇒ 800日

上記の場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、5年以上の実務経験要件を満たしたことにはなりません。

児童発達支援管理責任者に就任する際は、P24・25の要件をみたしていることを「実務経験証明書」の提出をもって確認します。

【実務経験証明書】は右記のリンクを **Ctrl キー** 押しながらかlick → [【様式ダウンロード\(指定関係書類\)】](#)(大阪府HP)

VI 障がい児通所支援事業 Q&A

◎ 人員基準関係

【児童発達支援管理責任者の要件について】

Q1 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、配置について1年間の猶予期間があるが、やむを得ない事由とは具体的にどのようなものか。

A やむを得ない事由は、下記のとおりです。

- ① 児童発達支援管理責任者が急死、事故、急病等により勤務不可となった場合。
- ② 児童発達支援管理責任者が自己都合等で急に退職した場合(予見できなかった場合のみ)
- ③ 災害等(新型コロナも含む)により研修が中止(延期は対象外)になり、期間内に受講できなかった場合

事業所に配置している児童発達支援管理責任者(以下「児発管」という。)が、**やむを得ない事由により、配置することが困難となった場合に限り**、【配置に関する誓約書】を提出いただいた上で、「事由が発生した日から1年間は「実務経験要件」を満たしている者を、「研修受講要件」も満たしている者とみなして配置することが可能です。(みなし配置の児発管(※))

(※) 誓約する期間内に、実務経験・研修受講の両方の要件を満たす児発管を配置できなかった場合は、人員基準違反(児童発達支援管理責任者欠如減算の対象)となります。

====【注意】=====

やむを得ない理由により「児発管の変更届」を提出した事業者に対し、後日、**実地指導・監査等により、変更に関する詳細を確認すると、実際には「やむを得ない理由」に該当しない変更理由であったことが発覚する事案が発生しています。**変更届の提出時には必ず、「**変更に関する詳細な経緯・理由・事業所の運営状況等**」を確認できる「**理由書又は申立書**」を提出していただき、内部審査後、判断します。(郵送による提出前に、担当者へ電話又はメールにて事前に相談してください。)

=====

× 法人内での**人事異動**や、**定年退職等**、**予見できるものは、該当しません**のでご注意ください。

× 自己都合による退職でも、交代までに要する相当と認める期間(**概ね30日以上**)があった場合は該当しません。

Q2 児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も実務経験に含まれるか。

A 平成29年4月1日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q3 相談支援従事者初任者研修の修了者とは、どのような研修が対象となるか。

A 下記①～③いずれかの研修を修了した者が対象となります。(詳しくは[大阪府地域生活支援課 HP](#)へ)

- ① 大阪府相談支援従事者初任者研修(2日課程・7日課程・5日課程(H31(R1)年度まで)のいずれか)の修了者
- ② (他府県で実施する)相談支援従事者初任者研修のうち、講義部分の修了者
- ③ 「障がい者ケアマネジメント研修」(H18.9.30 まで)の修了者については、平成18年10月から平成24年3月までに実施した相談支援従事者初任者研修のうち、「障がい者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)」を併せて修了している必要があります。(大阪府では1日課程で実施)

Q4 社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。

A そのとおり。社会福祉主事任用資格等を取得してから、改めて5年間の実務経験が必要ではありません。

Q5 指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

A 証明期間に従事していた法人の現代表者が業務内容や勤務日数を証明します。(証明印必須。(コピー提出可))

【児童指導員について】

Q6 「P14 ④」に記載のある学部や学科以外を卒業した者でも、児童指導員として認められるか。

A 上記に記載されている学部・学科卒業以外でも、「社会福祉学・心理学・教育学・社会学」を専攻・専修もしくは当該コースを卒業している場合は、履修内容によっては認める場合がありますので、事前に当課までメール又は郵送

障がい児通所支援の人員について

①児童指導員の資格要件は、下記【表1】のとおりです。

【表1】 次のいずれかに該当する者

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）であって、2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの
- ⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

【！】教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問いません。（養護教諭は含まない）

【！】資格を有する者とは、免許状保有者のことです。（教員免許の更新の有無は問わない）

- ⑩ 3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

【！】④～⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、履修単位等がわかる成績証明書等を事前に、メールまたはFAXにて提出してください。（提出先はてびきトップページに記載）

【！】⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。

※ 児童福祉事業とは？

- ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
- ・同法第12条の児童相談所における事業
- ・同法第6条の2の2に規定する事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業）

・同法第6条の3に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（※）、病児保育事業（※）及び子育て援助活動支援事業）（認可外保育園は（※）の各事業に準じるものとして可）

※ 各市町村等が行う「留守家庭児童」への対策事業（放課後児童クラブ等）は、事前に各市町村・教育委員会等に、当該事業が【児童福祉事業】に含まれるかの確認をし、実務経験証明書にも事業名の記載を依頼してください。

＊【障がい福祉サービス経験者】の廃止（人員基準の見直し）【令和3年度制度改正に伴う見直し】
専門性及び質の向上に向けて、「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を満たすこととなります。令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置がありましたが、令和5年3月31日で完全廃止となりました。

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上あることを言うものとする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

例えば2年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であるものを言う。

なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできない。